

令和6年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月18日（水曜日）

○議事日程

| | | |
|-------|-------|--|
| | | 議長開会宣告（午前10時） |
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期決定について |
| 日程第3 | | 一般質問 |
| 日程第4 | 報告第1号 | 令和5年度占冠村健全化判断比率の報告について |
| 日程第5 | 報告第2号 | 令和5年度占冠村資金不足比率の報告について |
| 日程第6 | 承認第1号 | 専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第1号 | 占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第8 | 議案第2号 | 占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第9 | 議案第3号 | 令和6年度占冠村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第4号 | 令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第5号 | 令和6年度村立診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第6号 | 令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第7号 | 令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第8号 | 令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第9号 | 令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第2号） |

○出席議員（8人）

| | | | | | |
|----|----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 8番 | 児玉真澄君 | 副議長 | 1番 | 大谷元江君 |
| | 2番 | 木村一俊君 | | 3番 | 細谷誠君 |
| | 4番 | 下川園子君 | | 5番 | 藤岡幸次君 |
| | 6番 | 小林潤君 | | 7番 | 小尾雅彦君 |

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長 田中正治 副村長 松永英敬

| | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 総務課長 | 三浦康幸 | 企画商工課長 | 平岡卓 |
| 農林課長 | 鈴木智宏 | 林業振興室長 | 杉村政彦 |
| 建設課長 | 小林昌弘 | 住民課長 | 伊藤俊幸 |
| 福祉子育て支援課長 | 岡崎至可 | トマム支所長 | 石坂勝美 |
| 会計管理者 | 合田幸 | 総務担当主幹 | 野原大樹 |
| 職員厚生担当係長 | 鈴木隼 | 財務担当主幹 | 橘佳則 |
| 税務担当主幹 | 小瀬敏広 | 企画担当主幹 | 竹内清孝 |
| 商工観光担当主幹 | 阿部貴裕 | 広報統計担当係長 | 大谷淳貴 |
| 地域振興対策室主幹 | 松永真里 | 農業担当主幹 | 杉岡裕二 |
| 林業振興室係長 | 坂本龍哉 | 建築担当主幹 | 嵯峨典子 |
| 環境衛生担当主幹 | 蠣崎純一 | 下水道担当主幹 | 中島辰男 |
| 戸籍担当主幹 | 細川明美 | 戸籍担当主幹 | 八木香織 |
| 国保医療担当係長 | 久保璃華 | 保健予防担当主幹 | 岡本叔子 |
| 村立占冠診療所主幹 | 佐々木智猛 | 社会福祉担当係長 | 川口晃平 |
| 介護担当主幹 | 佐久間敦 | 子育て支援室主幹 | 森田梅代 |
| (教育委員会) | | | |
| 教育長 | 多田淳史 | 教育次長 | 木村恭美 |
| 社会教育担当主幹 | 上島早苗 | 学校教育担当係長 | 渡邊舞子 |
| (農業委員会) | | | |
| 事務局長 | 鈴木智宏 | | |
| (選挙管理委員会) | | | |
| 書記長 | 三浦康幸 | | |
| (監査委員) | | | |
| 監査委員 | 木村英記 | 監査委員 | 下川園子 |
| 事務局長 | 高桑浩 | | |

○出席事務局職員

| | | | |
|------|-----|----|-------|
| 事務局長 | 高桑浩 | 主査 | 田中健士郎 |
|------|-----|----|-------|

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、みなさんおはようございます。

本日はよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、細谷誠議員。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。9月4日及び9月9日に開催しました議会運営委員会の御報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日9月18日から19日までの2日間といたします。

議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、1番、大谷元江議員、2番、木村一俊議員を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり本日から9月19日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの2日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（高桑浩君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、承認第1号から認定第1号までの16件です。

議員提案による案件は、発議案第1号から意見書案第8号までの4件です。

説明のため出席を要求したところ通知のあった者の職及び氏名は、村長以下2ページにかけて記載のとおりです。

令和6年第3回占冠村議会定例会以降の議員の動向は、6月21日、議会広報特別委員会から3ページにかけて記載のとおりです。

10ページをお開きください。10ページから11ページは、令和5年度令和6年5月分の例月出納検査結果です。

12ページから13ページは、令和6年度令和6年5月分の例月出納検査結果です。

14ページから15ページは、令和5年度令和6年6月分の例月出納検査結果です。

16ページから17ページは、令和6年度令和6年7月分の例月出納検査結果です。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。総務産業常任委員長、小林潤議員。

○総務産業常任委員長（小林潤君） それでは、所管事務調査に関する調査報告をいたします。

その前に、調査報告審議資料の8ページ、9ページに編纂されているわけですが、一番上の年月日に誤りがありましたので、本日、A4の一枚ものの表裏に記載されているのを配布していますのでこれをもって報告をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

令和6年9月18日占冠村議会議長児玉眞澄様。占冠村議会総務産業常任委員会委員長小林潤。

所管事務調査に関する調査報告について、このことについて、次のとおり所管事務調査を実施したので報告する。

記、1、調査期日、令和6年7月17日、水曜日。

2、調査事項、（1）トマム診療所灯油漏れ修繕状況調査。

（2）新規就農者対策各種施策等調査。

（3）小規模多機能型居宅介護施設床改修状況調査。

（4）除雪トラック使用状況等調査。

3、調査経過、調査にあたっては、村長、副村長及び各担当者の同行により、現地説明及び各種書類を確認し実施した。

4、内容、（1）トマム診療所灯油漏れ修繕状況調査であります。

現地にて図面及び写真を用いて修繕状況を確認するとともに、事故原因、事故時の対応及び今後の対策等について説明を受けた。

事故の原因としては、冬季の土の凍上により地下灯油配管の一部が持ち上げられ、配管接続部分が緩んだことにより当該部分から漏洩したものと考えられるが、修繕写真を見る限り地下配管に必要な養生がなされておらず、当時の施工方法も一因であると推測される。

経過としては、本年最初の診療日前日、1月9日に行なった暖房器具の点火確認の際に灯油タンクが空であることに気づき、直ちに給油したものの程なく空になったことから、漏洩の疑いがあるとして1月15日に灯油タンク開閉弁を閉鎖したものである。

その後の漏洩検査により前記のとおり漏洩が確認されたことから、直ちに配管経路を分断し、含油土砂の掘削除去及び廃棄物処理33.6トン、滲出油水の回収約1,400リッター、灯油配管の地上配管への切り替えなど、概ね迅速、適正な処理が講じられており、水質汚濁防止法の規定による北海道知事への届出も速やかに行われていた。

今後においては、目視による経過観察の継続、灯油タンク4基中2基の撤去を行うとの説明があったが、再発防止に向け以下の点について十分検討いただきたい。

①、給油口の施錠等、盗難防止対策を講じること。

②、灯油使用量に係る日常のデータ管理を徹底し、数値の異常を速やかに発見できる体制を構築すること。

③今後の施設整備にあたっては、漏洩の早期発見、迅速な修繕を可能とする施工方法とすべきであり、内部で十分検討されたい。

二つ目、新規就農者対策各種施策等調査でございます。

資料に基づき、占冠村新規就農者等支援対策事業実施要綱による本村の支援制度について説明を受けた。

また、過去5年間の支援実績については、新規就農希望者支援対策として実習費310万円、2戸分、新規就農者等支援対策として就農支援金882万円、4戸、奨励金90万円、3戸、農作業機械購入費802万2千円、3戸、その他支援対策として実習受託農家受託費として87万円、2戸であり、その大半の農業者が村内で営農を継続していることに鑑みると、本制度が本村の新規就農者、担い手の確保に大きく寄与していることは言うまでもない。

しかし、令和5年7月末に事情により1年7か月の実習を終了した新規就農希望者について、要綱第11条、認定の取消及び補助金の減額又は返還の規定に照らし合わせると、本来すでに交付した補助金額、計190万円の全額又は一部の返還義務が生じると思われるが、村においてはその措置を行っていない。

諸般のトラブルを考慮したとの説明であったが、実習中断により村内での就農に至らなかったことは事実であり、補助金の公平性の観点からも、いかなる理由であれ村として適切な措置を講じるべきである。

現在、村による自発的な新規募集は停止しているものの、相談等による受入は継続しており、今後も同様の事案が発生することは否定できないため、本件に関しては毅然とした対応を強く求めるものである。

三つ目です。小規模多機能型居宅介護施設床改修状況調査であります。

コロナ過による消毒作業に伴い、フローリングが反り返る箇所が多数発生していることから、事故防止の観点から床材の張替工事を行うものであり、現地にて現状及び施工内容等について説明を受けた。

施工方法としては、現状のコンクリート床の下地に床下調整材を施すとともに、床面については主に医療や福祉、介護施設で使用さ

れ、耐水性や抗菌性に優れ、部分補修も可能な長尺シートACフロアを採用する予定である。

工事期間中、施設機能を冷房設備の無い保健福祉センターに一時移転する関係上、工事期間は9月中旬から10月下旬頃の予定だが、利用者及び介護従事者の安心安全、利便性向上ため、早期完成に向け着実に取り進めたい。

四つ目です。除雪トラック使用状況等調査。

今年度において除雪トラックの更新が予定されているが、納入時期が令和7年3月の予定であることから、既存車両の使用状況等について説明を受けるとともに、現車を確認した。

既存車両については、平成16年度に取得後20年が経過し耐用年数を迎えているとともに、走行距離数も31万キロメートルを超え、老朽化に伴い修繕費用も増嵩傾向にある。

既存車両については今冬も稼働することから、車両整備には万全を期すとともに、作業事故防止に向けた安全講習の徹底など、引き続き請負業者に対する指導強化に努められたい。

5、調査の継続であります。

総務産業常任委員会での調査結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。

以上で調査報告を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがあり

ましたので、行政報告をいたします。

審議資料4ページになります。まず1番報告事項であります。本日配布の資料をご覧ください。

行政報告、1、報告事項(1)第50回占冠村ふるさと祭りについて。

占冠村の自然・郷土芸能・特産品や農畜産物を広くPRし、占冠村の魅力を広く発信することを目的に開催している占冠村ふるさと祭りは、今年で50回目を迎えました。

節目の開催となった今年は、豪華ゲストの招聘やしむかっぴー生誕10周年を記念した近隣ご当地キャラクターの集合などにより、第1回目からふるさと祭りに携わってきた私の記憶では一番の賑わいであったと感じております。

また、例年よりも元村民や親族の方々なども多く見られ、ふるさと祭りの名にふさわしいお祭りとなったことを私自身大変うれしく思っているところです。

占冠村の一大イベントであるふるさと祭りがスタートしてから半世紀。先人たちの思いを引き継ぎ、人のつながりを大切にしながら、さらなる地域の発展につなげてまいります。

(2) 訴訟の終了について。

本年1月25日開催の令和6年第1回占冠村議会臨時会で、訴え提起の議決をいただいた、有限会社大阪屋を相手方とする建物明渡請求訴訟につきまして、本年5月20日に第1回口頭弁論が行われ、その後、7月中に被告による建物の明渡し完了したことから、本件訴訟は無事終了いたしました。

議員の皆様におかれましては、審査請求に対する裁決書の検討など、多大なる御尽力を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

今後におきましては、指定管理者などと協

議しながら、当該空きスペースの有効活用を進めるとともに、道の駅全体の満足度向上に努めてまいります。

次に2の主な用務等ですが、6月20日令和6年第3回占冠村議会定例会以降の行動については6ページまで記載のとおりであります。

次に7ページの3、入札につきましては、記載のとおり8件を執行しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長(児玉眞澄君) これで村長の行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長(児玉眞澄君) 日程第3、これから一般質問を行います。各議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、2番、木村一俊議員。

○2番(木村一俊君) 発言のお許しをいただきましたので、何点か質問させていただきます。

広報によりますと、村の人口は1,415人ということで、いつまでもこの村で暮らし続けられるような施策が求められております。

まず、有機フッ素化合物、PFASについてお伺いします。

全国各地で頻繁にPFASが検出されたとの報道がなされています。

道内の汚染についてはその全体像は明らかにはなっていませんが、最近苫小牧の安平川において国の暫定指針値を超えた検出が見られ、北海道が調査に乗り出しとの関連記事が連日掲載されました。

このPFASと呼ばれる物質は、約1万種類以上あり、水や油を弾き熱や薬品に強いという特徴から泡消火剤や衣類の撥水加工など幅広い用途で使用されていましたが、発がん性がある等の健康影響に対する評価から、欧

米で厳しい規制がなされ、国内でも代表的な P F O S、P F O A が 2021 年までに輸入や製造が禁止されました。体内で分解されにくく蓄積する傾向がありますので、人体にも必ず何らかの影響があると思われます。この P F A S の健康影響評価や水質基準等に関する整備については、国は後手後手になっている感があり心配するところです。

占冠の住民に安全な水道水をこれからも提供するために、重大な情報と考えますので、二点ほどお尋ねいたします。

まず第一点は、消防の関連施設について環境省が P F A S を含む泡消火剤の国内在庫量について全国調査を実施しているとの報道がありました。村の状況をお聞きいたします。

もう一点は、P F A S が各地の浄水場や河川で検出されている事態を受け、国も 5 月下旬から全国の水道水の汚染調査をするとの記事が載っております。調査回答期限は 9 月末ということですが、もし村の結果がわかり、発表していただけるならば先行発表ということで、発表をお願いいたしたいんですが。

以上二点、村長お聞きいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の質問にお答えをいたします。

有機フッ素化合物に関わって二点の御質問がございました。

まず一点目の消防施設における泡消火剤の在庫状況について確認したところ、占冠支署に有機フッ素化合物を含む泡消火剤は無いとのことでした。泡消火剤にも複数の種類があり、従来から占冠支署では有機フッ素化合物を含有する泡消火剤は購入していなかったとのことでもあります。

次に有機フッ素化合物の水質検査結果の確

認及び水質検査の実施については、令和 5 年 10 月 17 日付で厚生労働省より事務連絡がありました。これまで、有機フッ素化合物の測定を行っていない水道事業者等は水道原水または、給水栓中の有機フッ素化合物について少なくとも 1 回は水質検査を行い、濃度の把握に努めてくださいという内容でございます。

本村の水道事業は、令和 6 年度において検査費用の予算措置を行いまして、8 月 13 日に村内 6 か所の水道原水の検査を実施いたしました。検査結果は、すべての原水において有機フッ素化合物は検出されませんでした。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2 番（木村一俊君） 安心して占冠の水道水を使えるということで、安心いたしました。

次に村のサイバー対策についてお伺いいたします。

地方自治体が管理する重要インフラや個人情報を狙ったサイバー攻撃が相次いでいるとの報道がなされています。予算や人材が乏しい地方では、対策が遅れているとも記されておりました。大変心配するところです。四点ほど伺います。

第一点は、村における対策の現状についてお聞きいたします。

以下、関連で二番目にはサイバー対策等を担う最高情報セキュリティ責任者、C I S O というらしいんですが、この責任者を設置しているのかどうか、また責任者が設置されている場合はどなたが担当しているのか。

三番目には、外部の専門人材の活用を考えているのかどうか。

そして四点目が、6 月の地方自治法改正でサイバーセキュリティ確保のための方針を策定し、公表することが義務付けられました。村においては、緊急時の対応計画が作成して

おられるのかどうか。

以上四点についてお尋ねいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） サイバー対策についての御質問であります。当村の情報システムは主にLGWANこと、地方公共団体組織内ネットワーク接続系とマイナンバー利用事務系のネットワークで業務を行なっておりまして、インターネットと分離することによりリスクを軽減しています。

ウイルス対策やアクセス制御、業務用端末の操作履歴を監視し保存することにより、情報資産の安全を確保しております。

次に、最高情報セキュリティ責任者の設置という御質問でありますけれども、占冠村情報セキュリティポリシーによりまして最高情報統括責任者を総務課長、情報システム管理者を企画商工課長として情報セキュリティに関する権限及び責任を有するものとしております。

これらの外部の専門人材の活用という御質問であります。本村では、ネットワークの分離に加えてウイルス対策やアクセス制御、保守点検等も含めて専門業者に委託をして情報システムを構築しておりまして、複合的にリスクの軽減を図っております。

現在のところ、外部専門人材の活用については未定で、国や北海道関係機関が実施する情報システム研修やサイバー防御演習を利用し、職員の育成に努めていますが、技術の進歩に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な変化へ柔軟な対応をすることも必要であると考えています。

次に、セキュリティ確保のための方針という御質問であります。本村では情報資産の情報セキュリティ対策を整備するために、占冠村情報セキュリティポリシー、情報セキュリ

ティ対策基準を定めておりますが、今後示される国のガイドラインに即し、また当村の実情に合った対策基準に改定する予定であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 四番目の質問については、セキュリティ確保のための方針ということではなくて、緊急時になんかあった時の対応計画というか、それが策定されているのかどうかということなのですが、もう一回答弁をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） セキュリティポリシーに関するガイドラインで、総務省からは2024年度中、つまり令和6年度中にこのガイドラインが示されるというものを受けまして、地方自治体におきましては情報セキュリティポリシー基本方針なるものが、令和8年4月1日から施行するという計画で進んでおります。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） そのへんに関しては次のところにいきますので。村営バスの富良野市内乗降、村民のですね、とバス停についてお尋ねします。

この点に関しては、6月の議会でも尋ねました。これはJR根室本線、富良野新得間の廃止に伴う代替交通整備の一環ということで村営バスにおける村民の富良野市内での乗降に関しては、委託業者と調整中であるという答えであったんですが、その進捗状況を尋ねるとともに、その際バス停の鉄のぼっこ、鉄のポールって言うんですかね、あれの錆落としと時刻掲示板の整備もし直すということだったので、その状況についてお尋ねいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村営バスの状況ということであります。村営バスの村民の富良野市内の乗降につきましては、6月議会において運用面の取り扱いを決定し、実施に向けて努力する旨回答させていただきました。

このことにつきましては、村営バスを運行委託しております、ふらのバス株式会社と話し合いの場を持ち、様々な御意見を拝聴したところではありますが、特に議論を要したのはやはり乗務員による村民とその他の乗客の区別についてでありました。議論の詳細につきましては、乗務員には今年度から新たに乗務員になられた方もおりすぐには村民の顔を覚えることは難しく、乗降時に確認する術が明確でなければ対応に時間を要し、運行時刻の遅延が考えられることなどが挙げられておりました。

また、その他の乗務員においても同様のことが言え、村民を確認する方法がまず大前提であるとの議論に至っております。

こうしたことから、乗客が富良野市内での乗降を行う際に村民として判断できる案についてふらのバス株式会社に提示をし、実施に向け不備がないかを確認を行うとともに乗務員に協力を依頼いただくこととしております。

また、もう一点のバス停の清掃、バス停の標識の老朽化の件につきましては、予算の範囲内で実施をしておりますが、経年劣化などの影響により時刻が判断できないバス停があったことから、新たに刷新を図るべく視認性の高い時刻表を富良野線、トマム線すべてのバス停に掲示させていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） なるべく早く、その鏽落としと時刻の提示版についてはどんどん進めていってほしいと思いますが、先日バス

に乗った時に運転手さんと話して、富良野で乗降する人いますか、と言ったらまったくいないということだったんですが、やはりバス停に人が立っていれば、運転手さんとしては停めなきゃならないし、誰が村民か村民でないかがわからなくて困るという話もありましたし、やっぱり運転手さんも村外の方が今多くなってきているので、その判別は大変であろうと思います。だからなんか対応を考えなきゃならないと思います。

そして一方で、富良野の予約制乗り合い公共交通であるAIオンデマンド交通、「ふらのり」っていうんですか、について新聞記事が載っておりますけれども、やっぱり富良野も住民の足の確保については工夫をしなければならなくなってきているので大変だと思います。富良野市民も村のバスを利用できれば路線選択がかなり増えますし、利便性も高まると思います。特に富良野と占冠というのは広域連合を構成している仲間でありますから、やはりこの辺は便宜を図ってあげてもいいと思います。そもそも、村民限定なんと小さい事言わないで、公共共通の役目を果たすべく、一般客、観光客も含めてみんなが村営バスを富良野市内でも堂々と利用できるように村長には努力したいと思います。

今、特に富良野についても富良野の公共交通会議がたぶんあると思うんですけども、そこが認めてやってもいいよとなっているので、占冠村営バスについても誰でも降ろしてもいいんじゃないかなと、話持っていくやすい状況になっていると思うので、村長今忙しいと思いますけれども、ますます努力してみんなが安心して富良野市内で乗り降りできるように働きかけていってほしいと思います。

そしてバス停のことで、たまたま議会広報

の中に今回掲載写真が村と幾寅バスのバス停が写ってありました。かなりの違いがありまして、占冠村は観光村ということを訴えていくにはかなりイメージが悪いと思います。先日聞いたところによると、錆びたバス停の鉄ポールっていうんですか、あれが折れて緊急に溶接で修繕したところがあると聞いております。

今、除雪で塩カルですか、あれを使うので鉄の部分が折れやすく大変危険な状態にあると思います。

ここで、村長バス停を新しくした方がいいのではないかなと思うのですが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村営バスの利用に関しての利便性を高める意味で、誰もが利用できる体制の構築ということであります。私も占冠地域公共交通会議の中で、なんとかこの自由に富良野市内乗り降りができるような規制緩和ができないかということで運輸局にも申し上げましたし、委員さんにもお願いをしました。こういったのを受けて富良野公共交通会議において、占冠の村民に限ってそういった乗降を認めてもいいよというのが、富良野公共交通会議の答えでありました。

したがって確かに南富良野バスも走っていますし、いろんな選択肢がある中で、乗り方、降り方が限られるっていうのはなかなか問題があるなと私も思っていますけども、現状ですれやはり経済活動でハイヤーだとかバスとか動いていますので、そこを犯すことはならんよというのが、運輸局の考え方です。

したがって、例えば協会病院から駅まで行きたいって言ってハイヤー乗らなきゃならない人が占冠バスで行くっていうのは、ハイヤー業界に対する営業、何て言うんですか、妨

害まではならんですけれども、収益を損ねるということになるというようなこういった理屈で中々そこら辺の自由な乗り降りが難しい環境っていうのは現状としてあります。

議員言われるように、同じ地域、エリアの中でそういったことをなんとか解消できないかというお話については努力を続けたいなというふうに思うところであります。

バス停の設置、新たな整備ということの御質問でありますけども、今回南富良野町の町営バスが走っておりまして、新たなバス停ができております。

一部、占冠もそのバス停を利用させていただいておりますが、なかなか新しい物ができないという状況でありますけれども、南富良野にちょっとお聞きをしたんですが、南富良野町で設置したバス停については、1台概ね12万円程度作成費がかかると聞いております。これ以外に搬送する台数の設置費などが見込まれるということであります。

現在村営バスのバス停が69基、すべてを整備するとなると約900万円程度の経費が見込まれるという状況になっております。現状ではなんとか修繕、営繕をしながら、時刻表も新たなものを設置いたしましたので、そういった御利用でいけないかということで考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 繰り返しますが、富良野のハイヤー会社も富良野の公共交通に関しては文句を言わないで、そういうふうやっていこうということを認めてきているので、ちょっと変わってきていると思うんですね。だから一番のチャンスだと思うんで、もう一回占冠としても富良野市民もみんな利用できるような方法でやっていきたいんですけどもってやればすごく有効的かなと思うんですね。

この件に関してはいいので、次のテーマにいききたいと思います。

村の財政調整基金についてお尋ねいたします。村の貯金とも言うべき財政調整基金については、その減少、枯渇を心配する同僚議員からも6月に質問があったところです。大変心配していました。

基金には特定目的基金や減債基金もあるわけですが、本日は財政調整基金に特化した議論をしていきたいと思います。少しくどい話になりますけれどもよろしく願いいたします。

今回、村の財政調整基金の推移ということで、平成18年度から令和4年度までの総務省の決算カードを見ました。見た内容については説明すると長くなります。この通告書にちょっと内容がどういう状況かというのが書かれてありますので、見てもらえればいいんですけれども、要約して話せば平成27年度に約9億円積まれたという二番目のピークがあった。それがだんだんだんだん減って令和2年度には約3億円くらいまでに落ちてきたと、そして令和4年度には二番底、一番底は平成22年だったんですけれども、二番底を迎えている状態で、さらに令和5年度決算書を見ますと、平成22年の底に迫ってきている状態になっているという今はそういう状態です。

村長にはこのような財政調整基金の状況や対策をどうするんだというような質問を何度もされておりまして、私も質問したことがあります。その時の村長の答弁を思い出しますと、だいたい答え、まず一番の答えが経常経費内容を見直す。結局これは支出の中身を再検討していこうという話だと思うんです。

二番目が、地方交付税を増やしていこう。そこに、今特に国勢調査人口を増やして交付

税を増やしていきたいという考えだと思うんですね。

それから三番目としては、税収を増やしていく。その中に宿泊税っていうんですか、それも含まれていますけれども、とにかく税金を増やしていこう。

そして四番目が、有利な補助事業を展開していくということで、有利な起債や補助金の活用を図り、特定財源を確保していくと。

だいたいその四つの点が主な内容だったと思うんですが、このような財政調整基金の状況と今後の対策について村長が思っていることをまずお聞きいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいま、財政調整基金の議員がこれまで私が言ってきたことをそのまま要約をして説明をしていただきました。まさにそのことを着実に進めることが大事なんだろうというふうに思っています。

財政調整基金の残高で、村の財性が大きくひっ迫している、ひっ迫していないという判断材料には私ならないと思っています。

歴史を鑑みますと、底であった平成22年、この頃は小泉行政改革、国の行政改革によって地方交付税が大幅に減額をされて大変な状況の中で村の自立推進計画とかそういった公共料金の値上げも含めて、議論をしてなんとかここを自立して乗り越えようという努力をされたのが19年から22年ぐらいだったと記憶しています。

その後、民主党政権になって地方重視、地方に対する考え方が変わって交付税が大幅に増えました。私その時に総務課長だったものですから、決算で財調の取り崩しを返した他に5億円積んだ年もありました。そういった中でピークの25年9億8,500万、これまさに自分で財政をやっていた頃の経験であります。

ここで積んだものを行政需要に合わせて、住民サービスを向上させなきゃならないという動きがあって、そういった中で行政需要が増えてきたところに、それまでは自立推進計画で我慢をしてもらっていたというところもあったので、ある意味政策にそういったお金を使う、まさに必要な行政需要に対する対応のために普通預金である財政調整基金を利用するというのは、ごく自治体としてはある行為だというふうに思っております。

そういった中で平成27年にやった小規模多機能施設、福祉施設の開設あるいは、令和2年の子育て支援の施設建設及び運営、あるいは令和3年のごみ対策最終埋立地等の費用含めて大きなお金が必要になってこういった財政調整基金が減少したんだろうというふうに考えています。

現在進めているのが、やはりこれらとは言っても財調を確保していくということは、今後持続可能な自治体とするためには必要なことですので、財調あるいは特定基金を積んでいくという努力をさせていただいて基金総額ではこのところ底が令和2年の7億9,800万で現在令和5年で8億1,200万ということで、横這いあるいは若干特定目的基金も含めて積み増しをして、今後の財政需要に対応すべく進めているということでもあります。

議員言われるような御意見も参考としながら、事業の取捨選択等を絞り込んで、この持続可能な財政状況を継続するための財調基金につきましては運営をやっていきたいというふうに思っております。

質問通告があった時の答弁としては、議員が最初に今までこうやって言ったよねっていうことでお答えをしようと思ったんですけども、同じことになりますのでちょっとこれまでの経過について御説明をさせていただきます

した。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 基金全体でいうこういうあれなんだけど、今回は特に財調基金に特化してというか絞ってお話をしていきたいということで進めているんですけども、そして先ほど言った対策について、一つ一つ、なんとか貯金を増やすようにということで考えていきたいと思うんですけども、結局決算カードにおける歳出の項目のところで、歳出のところの積立金の項目に積み増しが増えていかないと、なかなか基金には回ってこないで、この辺のところを増やす方策、結局村長は決算カードで言いますとね、歳入全体を増やしていくか、歳出の内容を吟味してそして貯金をしていこうかなっていうことだと思うんですけども、一つさっき村長の言った対応一つ一つ検討していきたいんですけども、最初の経常経費内容を見直していこうということの話なんですけど、平成22年度の経常収支比率でいくと82.7パーセントで、その時には積立金が約3億、ちょっと詳しく言うと面倒くさいから、3億くらい溜まったです。

そして平成24年は経常収支比率が76.8パーセントで頑張った。節約したんですね。この時が2億7,000万円ほど積み上がって、平成25年には経常収支比率81.4パーセントで1億4,000万円ほど積立金が積み上がっていったわけです。

やっぱり地味ですけど、この経常経費比率を下げるっていう努力、こんなざっとみて一番効果があるんでないかなと私は思うんですけども、そのへん村長どう考えているかちょっと一言お尋ねいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 経常経費比率に関してですけども、議員言われるとおり平成23年

から平成27年ってまさに財調が積み上がった年度なんです。経常収支比率も当然、ここに至るまでに歳入が、平成22年まで歳入がどんどん落ちて交付税が減らされてきたという中で、経常経費を本当に雑巾の水を絞るというほどに予算査定をして、あらゆるものを削ってやった。当時人件費も職員の手当て6割カットというようなことで、人件費も6,000万ほど減らして、各種委員さん、議員さん報酬もそうだと思いますけども、各種委員さんの報酬も減らしてね、やはりそういう歳出カットをしてきた中でそういったものを維持していた。そこに交付税が民主党政権でドンと5億とか増えてくるから当然経常収支比率も下がって収入も増えているという流れなんです。

現状は経常経費を下げる努力は必要だと思います。ただ経常経費を下げたくても、今の物価高や光熱水費の高い中で人件費も含めてですね、上がってくる中でなかなか絞れないというのも現実としてあります。その中でいかに経常経費を抑えていくかっていうのは、まさに予算時の担当課とのやり取りでは喧嘩になることもあるぐらい、仕事する人たちは住民のみなさんのサービスを優先したいから、ぜひつけてほしいという要求がある中で、今年できないねといって落としていく、来年にしようとか、そういった努力を毎年積み重ねながら現状を維持しているという状況です。だからといって行政サービスを低下させることは時代に合わないと思いますし、職員の人件費を下げるということも今の時代に合わないと思っていますので、そのへんのやりくりが大変難しいという面もありますけども、ただ大きな工事とか、大きな予算を使う計画が現在ないので、やはりインフラ整備とかの修繕等が予想されるので、そういった

ところに特定基金の積み上げとか、そういう準備をしていく必要があるというのが今の状況なのかなというふうに思っています。

ありがたいことに、交付税もわずかばかりですけど少しずつ上がってきているという状況であります。

宿泊税、遅れを懸念されていましたが、やっと宿泊税も課税できる状況になりつつありますので、宿泊税も使うために取るのではなくて、やはりしっかり観光分野に今一般財源を使っている部分をその目的税を充ててしっかりそれを伸ばしていく努力と、今一般財源で出しているその部分を住民サービスに回していくというこの二枚腰ですから、そういった考え方でこの宿泊税もやっていくということで、なんとか財政調整基金が枯渇しない、あるいは少しでも増やす努力をやはり予算段階からやっていかなきゃならないというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 行政運営の大変さはわかります。でもバス停は新しくした方がいいと思いますけども、それは置いておいて、地方交付税を増やしたり税収を増やしたり、有利な補助金を展開するっていうこの政策は、要するに歳入の増加を図っていかうということだと思うんです。特に、二番目の地方交付税の話なんですけど、交付税の話なかなか難しいんですけども、決算カードの歳入の6割か7割を占めるのが一般財源計ということで普通交付税を主とした地方交付税と地方税が大部分を占めるのですが、この両者、例えば地方税をたくさん増やしても、増えた分の75パーセントが今度普通交付税が減額されて、結局一般財源の総額としては25パーセントしか使えないというこういう関係にあるわけなんです。

その中で、普通交付税をたくさん増やすにはどうしたらいいかということで、村長の話が国勢調査の人口増、これで普通交付税の増額に結び付けたいという話なんですけれども、果たしてそれが本当かどうかということがあれなんですけれども、結局臨時財政対策債の関与を除けば普通交付税っていうのは、基準財政需要額から基準財政収入額を減らした額なので、基準財政需要額が増えれば普通交付税が増えるという話になります。この基準財政需要額のところに関係するのが、人口増ということなんで、ちょっと詳しく言うと、行政項目ごとに単位費用と特定単位を掛け合わせたものに補正係数を掛けたり足したりして数字を積み上げて計算した額が基準財政需要額、これを増やしたい。そこで村長は国勢調査で増えた人口で測定単位が大きくなるから交付税がガッパリもらえるんだよと想定していると思うのです。

今回資料を見てみまして、占冠の過去の例なんですけども、平成18年から平成21年までの国勢調査人口が1,819人でその間の普通交付税を1年おきで平均してみますと、約8億8,000万だったんですね。そしてその後の平成22年から平成26年までは、1,394人という国勢調査人口が使われて、この時は前回からみると425人も減っているわけなんです。減ったにもかかわらず、普通交付税は年単位ですると、約11億ももらっているわけですね。かなり増えているわけです。さっき村長が言ったような民主党政権になった。小泉政権がなったどうだったということもあるのかと思いますけれどもね、このように人口が増えたから交付税も増えるとか、本当にそういう関連性というのがあるのかどうかを心配しているわけなんですよね。

確かに昔、ちょっと名前忘れたんですけれ

ども、助役さんが人口増えれば交付税ガッパリもらえるから人口増やそうって話、確か聞いたことあるんですけども、交付する交付税をくれる側のやっぱり裁量がすごく大きいので、補正係数だとかいろんなところで調整できてそんなに簡単にももらえるような時代ではないような僕は感じはするんですよ。

そのへん村長はどう思うかちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 交付税算定に関わる基準単価というのはその年で変わって思っています。ただ人口に対する単価は変わっても増えればルール分ですから、ルールとして必ず増えた分の交付税は交付されるというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） こういうことで、社会情勢の変化に伴い地方公共団体の行う行政内容も変化しているということです。それに伴い財源保障機能と財政調整機能を持つ地方交付税制度にも今までの機械的に算定されるという基本的な仕組みは変わっていませんが、やはり単位費用の採用や新しく補正係数を適用したり、こういう算定方法にはかなり裁量側に変更があるようであります。そして地域振興、地域福祉の推進においてきめ細やかな地域の実情に応じた行政施策の実施で自らに相応しいまちづくりを行うところに厚く地方交付税が配分されるという、すなわち仕事の量に応じて地方交付税の配分が増えるという

多様性を重視した算定方向になっていると聞いております。ですから国勢調査人口増による交付金の割増を目標にするのではなくて、村長においては個性ある村づくり、きめ細やかな高齢者に優しい村づくりを目指すような施策をどんどん進め、交付税がどんどん入ってくるような仕事をしていってほしいと考えています。

村長の考えをお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 交付税のルールにつきましては、議員言われた面も一部あるかと思えます。ただ特効ではないので、普通交付税ですとルールで単価の違いはあっても必ずそれは交付されるという理解をしております。仕事に応じて交付税がというのは、僕ちょっと経験がないので今の制度、立場で勉強不足で申し訳ないですが、それは交付税で基準単価あるいはそのあれに含まれてきているものなのかもちょっと中身見てないからわかんないんですけど、ただ仮にそうであればこれまでもそうですけど、そういった住民サービス、住民福祉を低下させるような施策はやるつもりもありませんし、今後もよりよい方向を目指すというのに考え方に変わりはありませんのでよろしくお願ひします。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 有利な補助金のところは、だいたい今のとこと似ていますので、ちょっと答弁はいりませんので最後の税の増収を図るという方向、宿泊税も含めて、そのところにもちょっと関してお聞きいたしたいと思ひますけれども、先ほどは地方税が増えなくても一般財源の総額で25パーセントしか増えないからって文句言いましたけれども、それでもやはり税の増収は大事なことで、譲与税と特例交付金の関与を無視すれば標準的な地方

税収入の75パーセントは基準財政収入額となりますけれども、残りの25パーセントは留保財源となり、これが地方団体が独自の仕事をする財源となるからであります。

地方税が増えればそれだけ留保財源も増えます。これとともに、さっきおっしゃった宿泊税、これは基準財政収入額には算定されないの、村独自の事業として使える。だから使える歳入を増やすという方針で村長の発言があったと思ひれます。

今回宿泊税については議論しません。私はたぶん反対すると思ひますけれども。今回決算カードを見て村ではかねてより入湯税ですか、これを徴収していないことに気が付きました。入湯税は入湯客が鉱泉浴場の経営者を通じ市町村に収める地方税でありまして、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理、観光施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税ということで、これもやはり基準財政収入額には算定されないのだからかなり有利な税金だと思ひますけれども、もしも温泉ができた時から徴収していればかなりの額が積み上がって観光振興に寄与すればかなり効果があったと思ひます。宿泊税も同じような目的で今回徴収しようとしているのですが、なぜわが村ではこれまで入湯税を徴収してこなかったのか。

また徴収目的が類似する宿泊税の導入の方がなぜ先に考えられているのか、そのへんを村長にお伺ひしてこの質問の締めといたしたいと思ひます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 入湯税の御質問であります。

入湯税については鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に課税するものであります。

本村では主として湯の沢温泉が課税対象と

なるものと考えております。令和3年度から令和5年度までの湯の沢温泉の入浴者数を元に一年当たりの入湯税の税収額を積算したところ、一年当たり概ね130万円程度となりました。入湯税を免除する要件の一つとして、地域住民の福祉の向上を図るため村等がもつばら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯するものとの定めがございますが、湯の沢温泉も地域住民の福祉の向上を図るために設置した施設でございますので、当面は入湯税の課税を行わず、より多くのみなさまに親しまれる安価な温浴施設としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） それでは最後の質問ということで、令和6年度占冠村公共下水道事業会計予算議決問題と題して質問いたします。

現行の地方自治制度が憲法上の制度として保障され、整備、充実されたことに伴い地方議会の権能も大幅に拡充され、その活動は住民自治の原動力として地域社会の発展に大きく貢献しています。

議決権は議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に上げられる権限であります。

さて、3月議会において議案提出された令和6年度占冠村公共下水道事業会計予算案の中に明確な間違いがあるにも関わらず、訂正されることなく審議、議決されたという事件であります。その後、6月議会において差し替え、訂正が行われたということなのですが、このような瑕疵ある議案についてなされた議決について、地方自治法176条に抵触する、あるいは取り消し、あるいは無効と考えるのですが、念のために具体的な誤り、錯誤の箇

所を示しますと、まず二箇所ありまして、一番で予算書ページ下水道2、第5条、企業債における表の中、起債目的下段に資本費平準化債の記述漏れ、限度額に910万円の記載漏れ、限度額計が1,350万になっておりますが、2,260万にしなければ上段の記述と合わない。

それから二番目の間違いの箇所、ページ下水道6というページ、令和6年度占冠村公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、間接法の中で3、財務活動によるキャッシュ・フローその下、他会計からの出資による収入、これが誤って4,000円と入れられたんですが、40万円の正しくは誤りであった。そのために以下、財務活動にキャッシュ・フローその下、資金増加額（又は減少額）、その下、資本期末残高、以上三箇所の提示の数字の訂正の必要があるという状況だったのです。

今回議案書の誤りを見つけられず、審議、議決してしまったことに関して占冠村議会議員、占冠村議会、特に私はその時予算委員長でありましたのでごく責任を感じまして猛省しているところであり、住民、有権者に謝罪しなければならぬと思っております。

一方、このような瑕疵ある内容の議案書を提出して審議させたということに関しまして、村長はとりあえずどういうふうに考えているのか、その点お聞きいたしたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 事業会計における議決、予算書の議決に関してであります。公営企業会計移行に伴いまして知識の習得をしてきたところでもありますけれども、不慣れな点が多々あって当初予算の差し替えという事態になったと思っております。この件につきましては、今回のような事案の場合は予算の議決事項は款、項でありまして誤りの部分は付属資料という理解から6月定例会の対応で問

題ないという見解をいただいております。

また資本平準化債につきましては当初予算において歳入科目としては計上されていたものの、起債の目的、限度額、起債の方法、利率などの起債の詳細を定める別表においてその記載が漏れていたものでございます。この記載漏れの修正につきましては、専決処分を行い後日議会の承認をいただく方法や、定例議会や臨時議会での補正予算の中で御提案し議決いただくという方法が考えられますが、本件では議会を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合とはいえ、6月定例会の補正予算に提案させていただいたものでございます。

今後におきましては知識をさらに深め、確認作業の徹底を図ってまいりたいと思います。議員各位においては大変申し訳なかったなどというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 今の答弁をお聞きいたしますと、キャッシュ・フローの間違いは付属資料の間違いだから差し替えてあるからいいんでないかということなんですが、款、項の間違いについては、企業債、第5条の間違いについては記載漏れだけでなく、1,350万の限度額の計、これが間違っているわけなんです。2,260万という明らかな間違いがあつて、この第5条の間違いは明らかに款、項の間違いになるのではないかなと思うのですが、そのへんの村長の見解をお聞きいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員御指摘の件につきましては、当初予算で漏れていたものを補正予算で追加させていただいたということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） それはちょっと違うと思うんですが、明らかに当初予算書の中で計が1,350万になっておりますけども、2,260万でなければ上の第5条の企業債の書かれているところと合わないわけですから、明らかな間違いであると思います。決して記述漏れではないと思います。

ただ、確かに資本平準化債のところの文字が漏れている。限度額に910万の金額が漏れている。二箇所については、確かに漏れております。そのどういう計算が1,350万となっておりますよね。それは2,260万にしなければ上と合わないんじゃないですか、ということを行っています。

○議長（児玉眞澄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁願います。総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 木村議員の御質問にお答えいたします。ありがとうございます。

議員御指摘の議案ですけれども、おそらく下水道2ページの第4条の収入、第1款、資本的収入の第1項、企業債、これが2,260万円となっていると。その一方で第5条の起債の合計額は910万円足りないということで、これが議案書の誤りではないかという主旨かと理解しているところでございます。

予算もちろん地方自治法上議決いただくことになっておりますけれども、その議決事項につきましては、地方自治法の第215条で定められておまして、その第5号に地方債ということが書かれてございます。実は予算書で提案する時も歳入、歳出予算の総額が議案

書でありまして、別表で起債の目的ですとか利率ですとか期間ですとか償還の方法、それを説明する別表が付くんですね。その別表に相当するものが議員御指摘のこの第5条と、の表ということになってございます。

地方自治法上の逐条解説によりますと、実際歳入、歳出予算につきましては地方債という記載がございますので、こちら下水道2の収入の第1款の企業債2,260万円、これについては必ず議決を得なければならないとなっているところでございます。

その一方、その下の第5条の表につきましては、自治法上では歳入、歳出、予算の他という位置づけがされておまして、本質的には地方債の金額そのものではないと、その内容を説明するものということになってございます。

もちろん、議員のお考えのとおりその地方債の金額に見合った内容の別表、これは同時に議決いただくというのが本来の姿ということでございますけれども、万一それが抜けていた場合は予算の補正という形式によることとなるという地方自治の逐条解説の中で解説がございまして、この度誠に恐縮ではございますが、補正予算にて修正させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 内容はそういうふうにしてね、間違っていた。そういう間違った議案、付属資料か、それも間違っていた。それを議案書として提出したというさ、そういう行為に対して見つけられなかった議員も議会も悪いとは思いますが、そのへんに対する道義的責任っていうかな、そういうのは村長どう思いますかね。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道義的な責任という

御発言であります。今回そういったことで大変御迷惑をおかけしたということにつきましてはお詫びを申し上げたいなというふうに思っております。内容につきましては法的に対応を、法的に認められた内容で行なったというふうに理解をしておりますので、今後知識をさらに深めながらしっかり確認作業を行なって提案の徹底を図ってまいりたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 議会も悪いし我々も悪いし、お互いにあれだとは思いますが、やはりこの議案書っていうのは大事なもののなので、審議する前にやっぱり差し替えるとか、やっぱりそういうことはきちんとしていかなきゃならないと思います。

今回、この予算書、公会計導入に関しては2024年まで総務省がやれということでやってきたわけなんですけども、今回の予算書に関してもたぶん高額な委託料を支払っている委託業者が作ったものであろうと推測されるんですよ。そしてその間違いを担当が見つけられなかった。議員も見つけられなかったということなんです。結構高い委託料を払っているわけです。間違いは簡単な間違いなんです。だから果たしてそれだけ高額な委託料をお支払いして、こんな単純なミスを委託業者で、村のこういう会計関係っていうのかな公会計関係っていうのが本当に大丈夫なのかなっていうような心配のところがあるわけなんです。

そして、今回の公会計導入に関しても前から決まっていることで、複式簿記だとか公会計をわかる体制を築けなかった、やっぱりそれは村長の責任が大きいと思うんですけども、さっきちらっと勉強してどうのこうの言っていましたけども、やはり今回こうやって

間に合わなかった、それに対してきちんとした体制を築けなかったのは村長悪んでないかなど、悪いけど僕は思うのですが、その話聞いて今回質問をやめたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 今回の取り扱いについての事業者のことについては御質問、通達無かったのでコメントは差し控えてもらいたいと思いますけれども、人員体制についてはこの事業をこの事業会計を導入するにあたって委託業務とそれから事務的な職員の作業についてこの体制でどうだということで、現場、職場の中で議論を続けて現状の形に至っております。

あたかもですね、私がそれは無理やり知らない者にやらせたということではなくて、こういった体制でどうだという話で進んできた中身でありますので、そういった部分で御理解をいただければと思いますし、そのことが大変過ちを引き起こしたということでは私も責任も感じるころではありますけれども、大きく言えばそういった中でこの事務を進めてきたということで御理解いただければありがたいです。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

6月定例会で細谷議員が同様の内容で質問していますが、度重ねてよろしくお願ひした

いと思います。

最初にヒグマの捕獲方針についてであります。8月中旬でしたけども道新の新聞記事で北海道の捕獲目標数値を10年間で13,290頭に設定する方針が報道されておりました。

国もヒグマを指定管理鳥獣に指定して、本腰を入れて捕獲体制にシフトする方向ですが、これまでの本村の捕獲の経緯からみて、脱却した捕獲方針が求められてくると思います。

そこで、本村としての取組方針について三点の内容について村長に伺います。

一つ目は、来年度における本村での捕獲体制の取組について素案等があれば伺いたいと思います。

二つ目は、市街地出没による捕獲体制についてです。

三つ目としては、地域におけるハンター、今現在は10人ほどいるんですが、やはりヒグマとなると経験値を積んだ方でなければなかなか猟銃を持っていても向かっていけないという状況もあるものですから、猟友会と協力した取り組みが求められますので、村の方針を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ヒグマの捕獲方針ということで、小尾議員の御質問にお答えをいたします。

まず取組方針の問いでございますが、ヒグマをめぐる国及び北海道の情勢は、これまで問題個体に対する解決の必要上の捕獲に限り許可されていたところ、将来はこれに加え、ヒグマの活動領域を制限するゾーニング管理や生息個体数を抑制するための捕獲目標数の導入の方針が定まったところです。

これまで積極的に取り組んできた、問題個体の出没対応が不要とされるわけではなく、むしろこれまで以上に事案ごとに経験と努力

を傾注する必要が求められるということだと思っております。

したがいまして情勢は、ヒグマを「捕らない方針」から「捕る方針」に転換した、あるいは、規制を緩和して旧来に戻るといった性質のものではなく、より専門的な判断や作業が求められると思っております。

また、捕獲目標数の規模については、検討途上の数値が報道で取りざたされていますが、捕獲目標数は今後さらに精査の上、地域ブロックや各年度に割り振られたのち、早ければ来年度から市町村の計画に反映するものとされております。

その上で、お尋ねにありました来年度における占冠村の捕獲体制については、本村では野生鳥獣専門員配置によるきめ細やかなヒグマ対応が内外に評価されております。ヒグマの出没事実だけでなく、行動内容、あるいは個体の性状など情報を共有できることから、選択的な対応が可能となり、ヒグマを目前にして捕獲不要と判断する場合もあります。単に、捕り控えている向きもあるかもしれませんが。しかし一方で、昔のようにどんなクマでも捕れるときに捕りたい者が捕っていた状況では対応できないような、重大な事案に対する機敏で的確な捕獲と問題收拾も、野生鳥獣専門員の活動と、これに連携する捕獲従事者さんの協力により実現しております。

本村は必ずしも捕獲しない方針であるだけでなく、要求に応じた効果的な捕獲を追い求めているものであり、今後もこの体制を軸として発展させていく考えであります。北海道の管理計画改定への対応としては、村内の地勢に応じて捕獲準備区域の検討を行いまして、ゾーニング管理方式に備えてまいります。

村と関係者、関係機関、そして住民と築き上げてきた連携と信頼のもとで、村全体で対

応能力を高めて、対処して参りたいと考えております。

次に市街地出没による捕獲体制という御質問であります。

以前より、市街地周辺部に市街地内部でのヒグマの活動は、看過せずの方針で対応しております。事案の発生があれば排除に動いております。今後、北海道のゾーニング管理を導入しても、市街地周辺では対応に大きな変更は無いものというふうに考えております。

捕獲方法としては、誘引の弊害が憂慮される場合、箱わなは用いません。

銃による捕獲は、安全管理上、法規上の高いハードルがあります。従来、富良野警察署において警察官職務執行法の適用は非現実的と目されていたところではありますが、村と駐在所との日常的な連携や、今年6月の合同訓練を通じて信頼関係が醸成されつつあり、より現実的な運用に向けて富良野署の見解を得られたところです。富良野警察署と占冠駐在所の判断により、富良野警察署の到着前に捕獲できる体制を構築してきたところであります。

ただ、あくまでも法規上の解決策でありまして、実際の安全管理の必要はあることから、対応の現場での依然として専門員による素早くきめ細やかな判断と、捕獲以外の手段も取り混ぜた実行が求められることに変わりありません。これからも捕獲従事者や住民のみなさまとともに、訓練や実対応を通じて態勢の充実を図っていききたいというふうに考えております。

三点目の地域におけるハンター育成についてという質問でありますけれども、占冠村における捕獲従事者は、地域社会における信頼関係と互助意識の下で実施できるよう、基本的に村内在住者によって構成する方針であり

ます。

その適性等を村が責任をもって確認するべく、毎年度、従事者調査票の取り交わしをして、決めております。新規に狩猟を希望する方へは、初期費用の補助を行う他、全従事者を対象に合同猟などを通じた研修を実施しております。ハンターであれば村の捕獲従事者になり得るという考えではなく、村の野生鳥獣対策に主体的に取り組み、安全かつ法に準じて活動し地域住民に信頼されるものでなければならないとの考えでありまして、この基本的な考えを共有し、村と猟友会占冠支部との間で委託契約を締結をしております。猟友会占冠支部に対しても今後さらなる幅広い関連事業への参画を働きかけ、その健全な発展に寄与していくことが両者の益になるものと考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 三点の内容について御回答いただきました。

私も危惧しているのは、村の鳥獣対策の専門員は道の協議会の方のメンバーにもなって、専門的な知見を道にも意見反映しているというふうにも聞いておりますが、やはり今後の取り組みとして私も気を付けてはいますが、むやみやたらに山に入っていくというスタイルは自分も好ましくないなとは思っていますので、あくまで農業者のために畑に出てくるような問題個体といたしますか、悪さをする個体を中心に駆除していくという体制がやはりこれまでどおりというところの村長の答弁に集約されるかと思えます。

それと、地域におけるハンターの育成なんですけど、確かに村としてのハンター育成のお膳立てはあるんですけども、やはり従前気にかけていた方が一応ハンターになった暁に拾われなかった、いろいろ細かな事案の経緯

はあったんですけど、そういったせつかく村としてこれから活動できる状態になった方が、諸般の事情で拾われなかったというケースもありますので、このへんぜひ今後における課題の一つでもありますので、ハンターの育成、今、村内では2人御夫婦で取り組みたいという方が資格を取得すべく活動していますので、私たちも協力したいとは思っていますので、村としても絶大なる協力で臨んでいただきたいと思えます。

ちょっと再質問にならないのかなとは思っていますけど、村にこれから来年度に向けて取り組む姿勢としてなにか先ほどの内容から付け足す案件がもしあればちょっとお聞きして次の質問にいきたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 野生鳥獣専門員の関係で様々な方から一人で大変だろうと、なかなか一人では対応できないんでないかというお声をいただいております。そういった中で、現在専門員からも要望もありますけれども、協力隊等の施策でこの専門的な対応に当たられる方を新年度予算で起こして対応していきたいなというふうに考えております。

やっぱり機械的じゃなくて人的な要素がかなり大きいと思えますので、そういったことを現在検討している最中でありまして。

それから、ハンターの育成については議員もあったように今年は2名の方が講習を受けられて資格を取られる準備をしておりますので、村も助成制度を活用して全面的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 次の質問にも関連して、今度はエゾシカの捕獲体制についてであります。

村におけるエゾシカの捕獲実績は例年横ばいの状況で推移していると思います。

村の鳥獣被害防止計画という計画がありますが、目標数値では年間530頭を捕獲するという数値を掲げております。残念ながらこれを下回る状況がここ数年続いております。なんらかの減らせばいいということの前提には、確かに農業被害の軽減が主だつてあるんですけども、なんらかの方策が求められますので、村の取組方針を伺いたいと思います。

一つ目は、現状、猟友会任せの捕獲体制、銃器による捕獲なんですけど、目標数値の達成のために年間だいたい4、5回行っている一斉捕獲というそういう取組があります。できればこういった年間の4、5回の取組、ハンターの安全教育も含めての内容なんですけど、名目上の捕獲体制の強化としてこういった取組の状況を増やすとか、現状で考えられる方策があるかどうかをちょっと伺いたいと思います。

二つ目としては、今年の村長の村政執行方針で述べられていた、エゾシカの被害防止対策で草地の保護としてシカ柵の設置検討という記述がありました。この検討材料としてなにか進展があるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） エゾシカ捕獲対策についての御質問であります。

現在、占冠村におけるシカの捕獲手法は、単独行動の従事者による「流し猟」や「忍び猟」が主流であります。これは村が、この手法に限定している結果ではなく、各従事者の都合や人工当たりの狩猟効率に基づくものであるというふうに考えております。

村が部分的に実施している一斉捕獲については、実施方法の確認と相互研修を主とする

もので、必ずしも捕獲効率は高くはないと、高くない結果となっております。

本村では農林業被害問題や生態系保全のために、より多くのシカを捕獲する切実な必要があります。しかし同時に、法に則った安全な捕獲、一頭一頭を丁寧に扱う有効活用の道を踏み外せば、地域に根付いた持続的な捕獲の営みは叶いません。

また、いかに公共の目的があろうと、従事する個人それぞれが納得できるあり方で進めることが望ましく、できる限り従事者の意思に沿う形で進めたいと考えています。

近年のシカ捕獲数は、従事者のみなさんの私生活及び、職業生活等を勘案しつつ、公共や環境のために尽力されて得られた結果であると認識しております。村としては従事者個人や、従事者が所属する猟友会に対し、ノルマとして、一方的に捕獲目標を課したことはないと思っております。

今後、一斉捕獲等も含めて、従事者のみなさんや、村も加入しているエゾシカ協会、それから連携協定のある酪農学園大学等の学識経験者らとも協議の上、新たな捕獲機会の創出を検討してまいりたいと考えております。

次にシカ柵設置の検討状況でありますけれども、まず現在の牧草価格についてですが、昨年が一番草の価格が1キログラム当たり60円と大幅な価格上昇がありました。この価格上昇であれば、草地での費用対効果が見込める状況であると判断しまして、担当課へ情報収集や検討を指示したところであります。

進捗状況としては、上川総合振興局へ南富良野町の担当者とともに伺いまして、「鳥獣被害防止総合対策事業」でのシカ柵設置について可能性は低いという判断をされました。

占冠村としましては、以前も答弁したとおり、道営草地基盤整備事業において4分の1

の負担ではありますが、営農経費が増す中で整備を行なった草地が被害にあっている状況にあることから、引き続き情報収集と調査を継続してまいります。

他市町村の動向としましては、捕獲採択条件が厳しい中で特別交付税を財源として、シカ柵を設置する自治体もあると聞いております。

今後も、特別交付税も財源の一つということで検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） よろしいですか。これで7番、小尾雅彦議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 質問大きく二つさせていただきます。

まず一つ目ですが、道の駅空き店舗活用計画はということで、行政報告にもありましたが、訴訟も終了し7月末で空き店舗となったスペース、こちらの有効活用など現状どうなっているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長

○村長（田中正治君） 細谷議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅の空き店舗利用状況でございますが、村といたしましては、現在手狭となっているホール、ロビーのスペースを確保し、より来館者がリラックスして滞在できる空間として充実を図るべく、明渡しのあった店舗跡地を飲食が可能なフリースペース、あるいはキッズスペースとして活用したいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） 7月31日の明け渡しから、観光シーズンのピーク時に道の駅としては大きな面積がクローズ状態になっていたこ

とは顧客満足度を大きく落としていたことと思います。

さて、来年度の予算を組む時期にきていますが、空き店舗スペースを含め道の駅への様々なニーズを考慮した今後の構想、計画、各スケジュールを作成し、早急に空き店舗の有効活用をできることから行うべきと思いますが、現時点での構想、計画、スケジュールを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） この空きスペースの利用について、早急な対応が必要ではないかというふうに考えているところであります。

今後は、先ほども答弁いたしました内容につきまして、指定管理者及び店舗の使用者に対しまして説明を行う考えであります。

また、これらの今後のスケジュールといたしましては、フリースペースとするための改修費用を12月議会定例会にて補正予算を御提案させていただくべく準備を現在進めておりまして、議決いただければ年度内に改修を完了したいと考えております。

合わせて、大規模な改修等を伴う施設の検討については、今後の課題と考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） ホールスペースの補正予算12月ということですが、それまで何もされないということですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状、壁が付いていて天井が大変汚いと聞いていますし、床もなかなかフリーに入っただけのような環境でないということもありましたので、来た方に清潔感の持てるスペースにしたいなということで、12月議会で補正予算を上げてしっかり対応したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） しっかりとした対応するために12月の補正予算までっていうことですが、限られたスペースの中で満足度の高い道の駅を目指すには様々な顧客層のニーズを把握する必要があると思います。

プロダクトアウト的な考えで行うと失敗するのではないかと見ています。マーケティングリサーチも必要かと。市場調査、分析から新商品、サービス、開発、設計、ブランディング、道の駅全体の見直しも必要ではないかと考えていますがいかがですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども御答弁いたしましたけれども、当面この空きスペースを利用する方法としてフリースペースあるいはキッズスペースとさせていただきたいということであります。

議員おっしゃる大規模な改修、あるいは計画策定については、施設の検討について、今後の課題ということで現在周辺道路の委託設計等もやっておりますから、合わせて全体の計画をもう一回練り直す必要はあるかというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） 質問の二つ目です。物産館1階の状況はということで、これまで物産館1階は、これまでの説明ではNEXCO東日本事務所として賃貸する予定とされてきました。現状を確認すると、道東道四車線化PRルーム展示室となっていて、パネルが数点展示のみになっています。予定に変更があったのか、今後の方向性も含め状況を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 物産館1階の賃貸の関係の御質問であります、当初からNEXCO東日本に賃貸している物産館1階については、PR館として活用したいとのお話があり整備を進めてきたところです。

工事着工後は多くの方々を本村に受け入れ、工事内容等の説明を行うなど現地での対応が必要となってくることから、物産館1階を利用したいとのことでありましたので、一部施設の修繕にかかる費用の議決をいただきながらPR館の整備を進めておりまして、予定が変更となったものではございません。

本格工事が始まった際には、単なる展示ではなく、四車線化工事の拠点施設として有効活用が図られるものと考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） 今の答弁とちょっと被るところがあるんですが、NEXCOとの契約条件どのようになっているのか、利用条件ですとか、期間、賃貸料金などお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの細谷議員の質問にお答えをいたします。

契約条件ですけれども、賃貸借ということで使用申請に基づいて村として許可をしているということになっておりまして、使用料金につきましては、設置条例に定められております、1平米880円で賃貸借を結んでいるということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） まず現状確認しましたところですね、2階にテナントさんが入りまして賑わいを見せているんですけれども、1階部分に関してはNEXCOの展示スペースPR館、それと物産品などのタペストリーっていうんですか、展示してあるところがあり

ますが、非常に両方ともいきなり壁ができてしまって、非常に動線が悪いですね。本当に寂しい状態になっていますので、この展示方法も含め、広角的ではなくて界隈性も含めて考えますと改善が必要と思いますが、なにか対応を考えてらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状でそういった状況であるということは、私も見て理解をしております。

先ほども答弁させていただいたんですが、NEXCOとの話ではPR館ということで、工事が本格化したときには様々な展示のあり方もあるんだろうと思っていますけど、そのへんは今年一部着工して事業者さんも村内に入ってきておりますけれども、本格工事が始まる前にはそういった対応もされるというふうに思っております。NEXCOともそのへんのことをしっかり協議をさせていただいて、よりよい施設利用になるよう努力させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠議員の一般質問を終わります。続いて、1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 議長の許可を得ましたので、何点が質問させていただきます。

質問1でございます。占冠村の防災についてということで、先月末に防災の日になんで、占冠村も避難訓練、防災の一環として避難訓練が実施されました。台風10号がその日ありましたので、ちょっと真実味のある避難訓練だったのかなとは思ったんですが、字占冠の避難所に関しましては、集まっただけ、なんの指示もなくテントと簡易ベッドですか、が設置されてはいましたけど、自分たちで設置したのかというふうに確認したら、なんにも触っていないというような避難

訓練で、ただ本当に集まっただけというような感じの避難訓練で終わったということです。

それに関しましてはちょっと残念だったんですが、それに防災ということで次の四項目で村長の考え方を伺いたいと思うんですが、防災会議というものを開かれているのですかということで、担当課に確認しましたら、避難訓練に関しては各行政区長と関係する係の人と打ち合わせはしましたということでしたけども、防災会議というものは開催されていませんという回答を得ました。これに関して村長は防災会議、災害を未然に防ぐという意味で防災会議は必要だと私は思うんですが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

防災に関連して、防災会議の設置の御質問であります。

占冠村防災会議は、災害対策基本法によりまして、基本的に各市町村に設置を義務付けられた組織であります。主に地域防災計画の策定をその所掌事務としております。近年では、令和3年度の地域防災計画の改訂作業において同会議が開催されております。

防災会議の委員につきましては、占冠村防災会議条例により定められました各機関から村長が任命しております。令和6年4月現在、委員は19名、全員が男性となっておりますが、各関係機関の代表者等の連絡により、男女の構成比は変動する状況であります。令和3年度は女性1名いらっしゃいました。

この委員につきましては、1号から10号まで定められた各関係所から推薦された方々がこの委員にあたられているというところがあります。

具体的にいきますと、富良野消防署だった

り、富良野警察署だったり、NTT東日本だったり、学識経験者、北海道大学の学識経験者だったり、村あるいは上川総合振興局、それから開発建設部等々、だいたい10号の委員さんで19名で構成されているという状況です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 防災会議の中、そういう組織は設けられているということは今の村長の答弁で確認したんですけども、それでは地域、占冠村に関係するといったらおかしいですけども、地域に密着した方の防災会議ではないかなと、本当に組織上の会議にかなり得てないんじゃないのかなというふうに私は聞いていて思ったんですが、まして女性の参加は過去1名としか今おっしゃっていませんでしたので、こういうのでは無く村に関わる方のみの会議が必要ではないのかなというふうに思います。実際に住んでいる人たちがどこが危ないんだろう、どこが危険度があるんだろうというような情報収集というものが必要であっての防災会議ではないのかなと思うんですが、このへんの考え方は村長いかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 各地域それぞれ地域防災組織というのがありまして、現在具体的に活動させていただいているのが、宮下、本通、千歳、トマムで占冠にも確かできたというふうには伺っております。そういった中で地域防災会議の中で活動として、そういった防災に関わる研修会だとかいろんなことを活動されているというふうに聞いていますし、実際に私も行ってその様子を見た経験もあります。

村の防災訓練にあたっては先ほど議員言われるように、社会福祉協議会とか消防とか警察、あるいは日赤奉仕団、それぞれ防災組織

を持つ行政区の行政区長さん等々と打ち合わせをしながらこういった訓練をしていただいておりますので、特別地域の防災組織ということではないけども、そういった地域防災組織を支援する中でしっかりこういった訓練を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 防災訓練、避難訓練とは絶対必要なことだと思いますけども、各地区の防災組織の方の代表者を集めて役場の担当部署等々、招集しての会議とかってというのは開かれていないように思います。そこそこではやってはいるということですけども、そういう人たちの災害を未然に防ぐためのどういう活動を行なっているか、どういうふうにしていったら災害が防げるかというようなことでそういう会議を開いていただけたらと。まして女性の参加、たまたまトップが女性だったから招集するのではなく、必ず女性の参加をさせるという割当が必要だというふうに思いますので、そのへんのことを考えていただけたらと思います。

防災会議についてはこれ以上のことはあれですので、2番目の運動公園広場の横から中学校へ繋がる避難路管理体制ですが、ある方から個人的に草刈りをしていましたという話を伺いました。その方はもう高齢なのでちょっと自分ではできないわというようなことを漏らしておられたということをお聞きしたんですが、それを聞いて、この避難通路、ちょっと確認しに行きました。避難訓練が終わってからの視察だったので、きれいに草刈りもされていましたし、これならちゃんと歩けるなというふうには確認したんですけども、今後いつどのような時に災害が起こるかわからないので、避難訓練に向けてではなく常に通れる状況にするのが筋だなというふうに思い

ますので、そのへんの管理体制をどのようにしていくのかお伺いしたいのと、車で通ったんですが、避難路という標識が一方通行っていうんですかね、この通路の役場横を通るだけの標識なんですね。警察署のほうから入って行くところからだと、避難路という看板が全然見えないんです。私、通り過ぎてしましまして、あれっていうふうにして逆戻りしたんですけども、ちょっと見えにくい標識になっています。そのへんのやっぱりいろんなところで管理の状況が必要だと思いますので、そのへん伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 避難路の管理ということでの御質問であります。

現状の避難路につきましては、総務課の防災担当で維持管理を行なっております、随時安全確認や必要に応じて草刈り等を実施しております。御指摘の看板あるいは作業の遅れ等によってそういった不備が発生しているとの御指摘だと思いますので、そういったことのないように状況確認をしながら整備をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） いろんなところで管理体制の不備が見られますので、随時確認していただけたらと思います。それに関してですが、トマムでの災害のあった後に、改修されて道路きれいになったあと、落ち葉の除去ときちんとさますようお願いしますねってということで、行政視察の時に言った経緯があるんですが、その後いろんなところで過去に災害があった箇所があると思うんですが、それを常に確認されているのかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御質問の過去に災害

のあった箇所の確認ということであります。

過去、被災した災害復旧工事を行なった箇所や、大雨等で増水の影響を受けることが予想される村内の危険箇所につきましては、各所管部署にて定期的に巡回をしていただいて管理をしているところであります。

また、大雨などで予め災害が予想される場合には、所管課にて事前の危険箇所の確認を行なっているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 確認してきちんと管理が行われているということ認識したいと思います。

ということなんですけども、四番目の村道湯の沢線の土砂流入を防ぐための土嚢、これは積んだままになって結構な年数が経っているかと思うんですね。今年、この台風10号のあと私も通って見たんですが、そこは無事で何もなくて終わっているんですが、雨降るたびにやっぱりそのところの危険度が増すということで、湯の沢温泉を管理している方が見回っているということです。ただ、土嚢を積んだところだけではなく、水の流れがいろんなところで発生している、筋が見えています。土嚢だけでは土嚢を積んだままの防災っていうんですか、防壁だけでは今後もっと災害が増える、領域が増えるような気がしたんですね。もっと対策は必要ではないのかなというふうに私は感じたのですが、村長としての考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員御指摘の村道湯の沢線に置いてある土嚢袋の実は裏側に土砂の流出を防ぐためのふとんかごを積んで予防対策を講じております。

一方で、1時間当たりの雨量が30ミリ、40ミリとなると、そのふとんかごを超えて沢水

や土砂が流失することがあります。この対応として大型土嚢を置いて二段構えで対策を講じているところがございます。

議員御指摘のとおり、大型土嚢は経年とともに劣化してきますので、現状、ふとんかごを設置している箇所さらにふとんかご等の増設を対応するなどの考慮していかなければならないというふうに考えているところでもあります。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 今のお答えですと、土嚢はそのまま、土嚢の後ろにということ、山側にふとんかごをと意味でということですよ。災害の防止にはいいんだと思うんですが。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 奥じゃなくて、ふとんかごは下にあるんです。それで、大雨の時に出てくる可能性があるんで、さらに土嚢で押さえるという対策をしてあります。二重になっていますよ。最終的にあそこの奥地が国有林なんですね。民有林でちょうせない土地なもんですから、それが叶わなければ土嚢じゃなくてふとんかごの嵩上げも検討材料だねということに進んでいるという状況です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 土嚢は取り除くってということではないということですよ。土嚢の上ということですよ。私は国有林の境目だということで、それ以上のことはできないのかなというふうにも感じたんですが、ここは土嚢という対策ではない方法はないのかなというふうに私は考えたんですが、それは国有林との話し合いでないと山側はいじれないということよろしいのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 土嚢だけの対応では

なくて、既にふとんかごを設置して対応していますと。大雨の時だけどうしてもオーバーフローするから、大型土嚢をその上に乗せて押さえていると。改めてこれを対応するにはふとんかごの増設が必要なのかなということで検討をさせていただいているという状況です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 今後検討していくということだと思いますけども、そこだけではないもっと温泉側のほうが大雨によって流れが目立つようになってきていますので、拡張が必要なのかなというふうに感じましたので、災害を受けた人はいないんですけども、いろんな人が通る道ですので早急の対応をお願いしたいと思います。

質問二番目にいきます。国道、道道、村道の縁石部分の除草ということで、今回質問させていただこうと思ったんですが、国道に関しましては、最近縁石部分の除草が始まってかなり中央地区まで占冠市街から字占冠から中央の方まで除草がなされました。

ただ、遅すぎるかなというふうに思っています。種が落ちてまた来年またそのような状況になりつつあるというふうに思っていますので、国道に関しては国の予算ですの村がどうのこうのって言えない状況かなと思いますけれども、早めの除草の要請をしていただきたいというふうに思います。

国道はそのような状況ですが、道道、村道に関してはそのままの状況にあるのかなというふうに思います。見た目もよくありませんし、国道に関しては花壇になりつつあるようなところも草でボウボウです。数年前は、ある業者さんが作業員とともに草取りをしていた経緯もあつたんですが、最近そういうこともなく草がボウボウという感じなので、歩き

にくいといったらおかしいですけど、とって
も見苦しいっていう感じがありますので、そ
のへんの対応をどうするか、村長の考え方を
伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道路の縁石部分の雑
草についてということであります。

村内に限らず、気になる場所が拡大してい
るというのは私も感じているところでありま
す。国道、道道につきましては、関係機関と
の要望等の会議もごさいますのでお願いして
まいりたいというふうに思います。

また、村道においても縁石部分の草が散見
されますので、順次作業を進めるよう行なっ
てまいりたいというふうに考えているところ
です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 雑草の縁石部分の除
草に関しては考慮していただけないと歩道も
割れ目から草が出ますと、歩道自体が危ない
状況に、歩きにくい状況になりますので早々
にお願いしたいと思います。

では質問三番目に移らせていただきます。
多様性に伴う制度導入ということで、私の公
約として上げさせていただいています。過去
の定例会においても質問しておりますが、村
長答弁では検討してまいります、というこ
とで、近隣の状況をみてということでそういう
回答を得ておりますが、今年度に入ってから
旭川を中心に上川管内、町村含めてパート
ナーシップ制度導入ということで進んでおり
ますが、村長の考えは進展しているのかどう
かお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） パートナーシップ制
度についての御質問であります。

このパートナーシップ制度につきましては、
富良野沿線5市町村で、足並みを揃えた取り
組みを進めるべく協議が開始されております。
去る8月29日には、富良野圏域5市町村の担
当者が集まりまして、パートナーシップ制度
の導入に向けた検討会議が開催されました。

今後、制度の内容等について協議を進めて
まいります。随時その概要等については、
議員の皆様へ情報提供をさせていただき予
定でございます。早い時期に要綱制定をさせ
ていただきたいということで、準備をしてい
るという状況です。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元
江議員の一般質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時05分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会
議を開きます。一般質問を続けます。続いて、
6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） それでは一般質問をさ
せていただきます。

まず一点目ですけれども、宿泊税導入に伴
う税条例の関係でございます。

令和6年3月定例会の村政執行方針質疑で
宿泊税条例の提案時期について確認したとこ
ろ、宿泊税条例は9月定例会で提案し、総務
省の同意を得て令和7年4月1日導入を目指
し努力しますと答弁がされました。残念な
がら、本定例会には宿泊税条例が提案されて
おりません。9月4日開催の全員協議会で説
明を受けて、重なる部分もありますが下記内
容について質問をいたします。

3月定例会の村長答弁は、9月条例化に向
けて努力をしますということでしたので、特
段私も今回提案されなかったことに対して違
和感はなかったんですけれども、少なくとも

3月から9月までの半年間、時間的な経過があつて提案できなかった理由をまずお伺いしたいと思います。

そして、その他に、宿泊税導入するにあつて税条例の制定は総務省の同意を得るために制定が必須条件ですから、宿泊税の制定はかなりのウエイトは占めると思うんですけども、その税条例以外に、例えば道内であれば2019年11月から宿泊税を導入している倶知安町、それから最近でいけば赤井川村、ニセコ町も税条例に向けて今進めているというふうに新聞で報道されております。

税条例以外に宿泊税を導入するための情報を得る施策といえますか、具体的な実務についてもどのような取組が行われていたのか、その点について確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

宿泊税導入に関わつての御質問であります。宿泊税導入に係る基本的な考え方を申し上げますと、本村の基幹産業であります観光は、交流人口の増加などによる賑わいの創出や消費の拡大など幅広い経済効果をもたらすことが期待されています。

本村のさらなる発展のためには、宿泊者の満足度や利便性を高め、さらに多くの人々が占冠村を訪れることにより地域経済と観光振興の好循環を生み出していくことが重要と考えております。

このため、観光施策の効果を享受する宿泊者に広く新税の負担を求めることで安定的な財源を確保し、好循環を醸成する施策展開を図るため検討を進めてきたところであります。

御指摘の想定したスケジュール感に遅れが生じたことにつきましては、私も総務省に行つて直接担当官とお話をさせていただきました

た。その中では北海道との調整をしっかりと、そして地域の事業者のみなさんに御理解を得られるような案を持ってやるようにという御指導がございまして、現状、北海道の動向を注視していたことが大きな要因であります。

宿泊税については、事業者説明を行う際、同時並行的に検討している北海道の方向性がある程度明らかになっていなければ全体像が見えてこないということから、北海道の動向に注視してきたところであります。

この半年の具体的な取組としては、北海道との意見交換の他、たたき台の検討、協議会の設置要綱の策定や協議会メンバーの選定、依頼を行なつておりまして、今月中に協議会をスタートすることとしています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） ただいま宿泊税導入の基本的な考え方等々、答弁いただきました。

この半年の中でたたき台の整理ですとか、宿泊税に関する協議会の立ち上げ等の説明もありました。あまり大きな声では言いたくないんですけども、宿泊税に係る協議会の説明の中で、これは4日の全員協議会の時の説明ですけども、9月中に協議会を発足させて宿泊税について事業者等を含めて詳細を決めていくということで、資料の下に9月中に事業者の説明をしていくということで、今村長確かに村の基本的な考え、税額なんぼにするんだとか、そういう部分もなしに事業者の説明しても前に進まんというのはそれはもっともな説明だと思うんです。

ただ、私個人的にはここまできてしまったから、この流れでいくのはやむを得ないと思うんですけども、もっと前段に大まかな数字、税額がこうだとか云々じゃなくて、こういう意味合いでうちの村としては道も進めている

し、観光地の一か所として、一つの場所として宿泊税を導入したいんだというのは、大まかな説明からやってもらった方がなおスムーズにいったんでないかと。でももうこの段になっては戻ることにはできませんので、これからいかにどういうことができるかっていうことで村長には尽力をしていただきたいと思えます。

2つ目になります。これもちょっと全員協議会の内容と重なります。

北海道の宿泊税は、最短で2026年4月に導入と報道されており、函館市、帯広市、富良野市、留寿都村等も2026年4月導入を目指しております。

総務省の方でも都道府県と市町村がなるべく時期を合わせて導入するよう求めているということが新聞で報道されておりました。

私としては、北海道と導入を合わせる考えはないのかということの質問内容だったんですけど、実は北海道新聞9月5日付けで、村の宿泊税の導入については最短で2026年4月に導入するとしている北海道とタイミングを合わせたいの考えであると報道されておりました。ですから、私の質問は道と同時スタートをしたいということなんだろうというふうに思えます。

そこで、紙面からではちょっと読み取れない部分もありますので、宿泊税導入に向けた村長の意気込みをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 導入時期のお話の御質問であります。導入時期を北海道と合わせるというような報道がなされたというお話ですが、これにつきましては北海道知事が6月定例道議会で観光振興目的の宿泊税を最短で2026年4月に導入するということが正式表明がされました。

占冠村においては、議員言われるとおりの執行方針等で占冠村も早い時期に宿泊税の導入をするんだということで、地域にはそういったことがお話されていたと思えます。

現在、本村といたしましては先ほども答弁いたしましたけれども、9月30日に第一回目の宿泊税に関する協議会を開催することとしておりまして、日程的にはタイトなスケジュールになりますけれども、2026年4月の導入を目指したいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） ただいま村長の方から、道と合わせる形でタイトな日程ではあるけれども、2026年4月に向けて導入するという力強い答弁がありました。

それでは次にいきたいと思えます。私の二番目の質問でございます。

村で採用されております、会計年度任用職員の勤勉手当の交付税措置がどうなっているかということについてお伺いをしたいと思います。

会計年度任用職員の勤勉手当の財源は交付税で措置されるようであります。6月定例会で交付税算定の実績の中で勤勉手当分が確認できたのかを質問したところ、答弁では「地方交付税制度解説（単位費用編）」が届き次第、内容分析を進めるとのことでした。

まず一点目として、9月ですから具体的に措置されていたのかどうか、もうわかっていると思えますので、交付税で勤勉手当分は措置されていたのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われております、地方交付税制度解説の包括算定経費で積算したところ、令和6年度において会計年度任用職員の期末勤勉手当の措置額は、約530万円の増額となりました。そのほか、従事す

る職務によって個別に算定されるものもござ
います、その詳細について具体的に積算す
ることは困難でございます。

それで、仮に職員並みの支給とした場合、
1,600万円を超える負担増が見込まれます。
それで、新たに530万円の措置ですから、新
たに約1,000万円以上の財源が必要になるも
のと考えられます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） 令和6年分で、期末手
当と勤勉手当で530万円が措置されていると
いう答弁だったとお聞きしました。

私の二番目の質問としましては、令和6年
度、職員は期末手当で2.45月分、勤勉手当で
2.05月分で、手当として年間4.50月支給され
ております。

会計年度任用職員は期末手当のみで2.60月
のみの支給になっております。

会計年度任用職員に勤勉手当も支給される
場合、今の村長の答弁では満額ではないけれ
ども、期末手当分も措置はされているという
答弁でした。村長の答弁の中で、会計年度任
用職員の方にも職員並みの年間4.5か月分の
手当を支給するとなった場合に、1,000万以
上の財源が、当然1,000万はその交付税に手
当分として含まれていないので、出すとすれ
ば何かしらの一般財源を活用しなきゃならな
いと思うんですけども、今の状況で、村長
の答弁では職員と同月分は出すのは難しいと
いう返事でもありませんでした。ただ、財源
的には1,000万不足ということだったんです
けども、今時点の考えで結構ですので、財源
として職員と同じ年間4.5か月分の手当を支
給するとなった時に、交付税では1,000万ほ
ど財源措置はされていないということでした
けれども、職員と同じ月数を支給する考えは
あるのかないのか、このへんについてお伺い

ます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 期末勤勉手当の支給
に関わってであります。

本年6月中旬に上川管内の全23市町村に聞
取りをしたところ、月給払いの会計年度、時
給払いの会計年度の両方に正職員並みの期末
勤勉手当を支給している市町村は、8市町村
にとどまっております。先ほども申し上げた
とおり、財源確保について不安が拭えない状
況でございますので、道内市町村の状況や労
使協議等を通じて、丁寧な検討を続けてまい
りたいと思います。

いずれにしても、働く者が報われる地域社
会を目指してということでありますので、可
能な限り前向きに取り組んでまいりたいと考
えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） それでは三点目になり
ます。

今、勤勉手当分を交付税で措置されている
ということでしたので、月数は別にして、管
内23市町村で8市町村が職員並みの年間の手
当てを出しているということで、うちの村は
これからどうなるかわかりません。少なく
とも会計年度任用職員の方は条例で期末手
当分だけは1.3、6月に出るようになってお
ります。村長の答弁では職員と必ずしも同
じになるかどうかは他の市町村の動向も
見ながら検討したいという答弁でしたけれ
ども、仮に職員並みでなくても会計年度任
用職員に対する勤勉手当、これも本来です
と6月期に出るはずだと思うんですけども、
その月数は年間4.5か月になる、ならん
は別にして、仮に職員並みでなくても会
計年度任用職員に対しては6月に遡って
勤勉手当を支給するという考えがあるの
か、ないのかお伺いをしたいと

思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 遡及の有無につきましても、道内市町村の対応状況や労使協議等を通じて検討してまいりたいと、現状では考えております。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） 今、私の確認したいこと、これ以上細かく聞いても条例に絡むことですので私はこれで終わりたいと思います。

ただいま、村長から答弁ありましたように今後については労使で交渉して決めていくということですので、それについて十分誠意を持って交渉していつてもらいたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤議員の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） それでは早速、質問入ります。私は二点ほど質問します。

一つ目は、シネマの大地占冠を目指して。

二つ目は、村道の老朽化対策。

まず一点目の、シネマの大地占冠を目指してと。ちょっと大げさなタイトルに聞こえるかもしれませんが、これまったく私の本音であります。

まず一点目の、大地を目指しての一つ目の質問になりますが、先の9月1日映画試写会「莉の対」、これ実施されました。私も実際、足を運び観させてもらったところ、非常になかなか壮大なテーマで、最初同好会程度の映画なのかなと思っていたらとんでもなくて、実に本格的なものであったと。田中監督からもお話あったように新人部門ではあるが全世界の応募の中から、タイガーアワードという非常に名誉な賞をいただいたんだと、これに

ついては非常に村の協力もあってというようなコメントもありました。

そこで、まず村長はこの映画に対して、どのような評価をされたのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

議員言われたとおり、9月1日、田中稔彦監督の御厚意によりまして、ロッテルダム国際映画祭のタイガーアワード最優秀賞受賞作品「莉の対」の上映会を本村で開催していただきました。

当日は、東京都をはじめ、村内外から多くのみなさんにお集まりをいただき、無料で御鑑賞いただきました。

上映会では、占冠村スペシャルバージョンということで、本編よりも短い作品に編集されておりましたが、作品の中でも重要なシーンが本村で撮影され、監督からも、「占冠村がなければこの作品は完成しなかった」とのお言葉をいただきました。

初めてお会いした時に、占冠村の優れた自然が映像として多くの方々に見ていただけるのは大変ありがたいので、ぜひ協力させていただきたいというふうに申し上げました。本村の豊かな自然を舞台に素晴らしい映画が撮影されたことを誇りに思っているところであり、名誉ある賞を受賞された作品の撮影地となれたことを光栄に思っております。

今後におきましては、こうした結果が次につながる取り組みへと進化できればというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今後に向けてはどういうところで、関連2つ目、私も今後に向けてということで、今回の莉の対についてはた

またまいろんな幸運が重なり、占冠で舞台を中心地とした映画を撮影ということになったということなのですが、私自身この映画の効果って実は今後相当な、例えば村のPR効果として見たときには、まともに村自身でこのPRをこれだけのPRをやろうと思ったら何千万もたぶんかかるだろうと。広告代理店を使う等々しますから。それがこういった村も協力するんだけど、そういった素晴らしい企画等々を立て、本村舞台としてのこういったプロモーションのような映画等ができれば、テレビも同様ですけども、それに匹敵するだけの、またそれ以上の村独自でやるPR以上のものが期待できるのではないかと。

今までは本村においては、どちらかと言えば受けの姿勢、そういうお話があれば御相談に乗り、一緒に協力をさせてもらいますよというスタンスから今回も成功に導いたんではありますが、これからは村ももう少し前に向かって発信し、ぜひそういった企画があればどんどん来てくださいと、しかしなんでもかんでもというわけにはいかないので、それはもちろん御相談させていただきますというスタンスでね、遠慮無くどんどんそういった企画を持ち込みいただき、村としてもそういった取組については全面的に、ましてや当村においては観光協会も抱えていますので、そこを軸として、当然行政も関わっていくことになるでしょうけども、十分そういう支援体制っていうのはもともとあるわけですから、足りないものがあれば強化すればいいだろうということで、非常にそういった取組が今後の村の観光発展において有効だと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 今後のこうした取り組みのスタンスということでございます。

今回は撮影側の企画や希望にマッチしたロケーション、素材が本村に存在しているかどうか撮影地として選択されるため、最初の関門となります。道内におきましても、各種撮影を支援することを目的とした、フィルムコミッションが組織化されていますが、占冠村の直近の実績といたしましては、映画「莉の対」それから「ゴールデンカムイ」は直接撮影側から役場や観光協会に問い合わせがあり、企画とのマッチング相談を受けております。

このような現状でありますので、村といたしましても議員御指摘のとおり受け身の状態ではありますが、撮影の相談があった際には、村内の候補地を案内し、こちらから積極的にプロモーションできるよう常に情報収集を行いながら攻めの姿勢で誘致してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 攻めの姿勢で取り組んでいきたいと力強いお言葉ですが、私思うのはその攻めの姿勢という中で、村として例えばそういった作品に対して民間ではあるかもしれないが、その広告協力、お互いウィン・ウィンの関係ということで、例えばになりますけども、道の駅のプロジェクターに、ある期間広告うまく村のシーンがね多く映った部分を短い時間編集したものかなにかを作ってもらい、流し、作品のPRでありながら村のPRにもなるような、トマムリゾートもしかり、リゾートの場合はちょっと個別のものがありますので、なかなか難しい部分はあるのかなと思います。そういったあとホームページのところに、その期間ある程度大きく取り上げ、それがしいては宿泊につながったり、ふるさと納税につながったりということで、大きな経済効果を生むだろうと私は考

えますが、村長いかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるプロモーションビデオ放映や広告協力などということではありますが、今回の莉の対についてはこの作品は広く映画館で放映目的の作品ではなく映画祭への出展を主眼に置いた作品と聞いております。相手方の意向も踏まえて対応してまいりたいと思います。

ただ、田中監督からは次作の構想をお聞きして協力できる部分があったものですから、協力をさせていただいている。そういったことを踏まえて占冠村への誘致も考えられるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 二つ目の質問にまいります。

村道の老朽化対策についてです。

まず一つ目なんです、本村の村道の老朽化、いたるところで、私を見る限りも、私の耳に届いてくる近隣の方々からの声も、非常に至るところで傷んでいるよ、ひどいよというような声が届くわけなんです、村長として、行政として、全体的にどのようにその現状把握されているかについてまず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村道の老朽化対策という御質問であります。

道路の状況につきましては、職員による定期的なパトロールを行い路面異常や破損、凹凸等異常がないかを確認を行いながら道路の不良箇所の把握を行なっているところであります。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 不良箇所の確認、職員により実施していると、もちろんいろんな

業者さんの作業、発注の際もその中からまたぶん情報得ているんだろなということは想像がつかます。

そこで、パトロール等により状況把握していると、当然村道の公長距離全体図があり、当然パトロールしているわけですから、そのパトロール結果が村道マップ等々に落とし込みがされ、被害状況、劣化状況、A B C Dと仮にですよ、そういったものがきちんと把握されているのかどうか、もし把握されているのであれば、Aについてはなにをする、Bについてはどういうアクションを取っていく、Cについてはどういうアクション、というような当然そういうことになってくるかと思えます。当然、Aの緊急性を要するものについては、もう緊急でも補正組んででもやらなきゃならないというのが一般的な考えだと思んですが、というような全体、要するにパトロールしているってことはわかります。草も刈られているし、何もやってないとは私も思いません。そういった姿も見ます。しかし、ただ見ただけで終わっているはずがないと思うので、どのように把握し、ランク分け、また改修に向けた計画、取組をされているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道路のメンテナンスについてであります。

路面の老朽化は、積雪寒冷地特有である融雪時期の凍結融解作用や凍上の繰り返しによるひび割れが舗装劣化を促進させ、老朽化が進んでいる状況にあります。

今後、大規模な修繕を行わざるを得ない箇所が多数発生し、維持管理コストの増加や道路利用者への影響が懸念されることが想定されますので、舗装等の老朽化を見据えた長寿命化対策の取り組みが必要だというふうに考

えております。

現在、住宅や橋梁についてはこういった長寿命化対策を立てる中で計画的に修繕を行うという状況になっております。

道路におきましてもこういったことが必要だろうというふうに思います。

これまでも路面に発生した亀甲状ひび割れやポットホールの部分補修を行い、事後保全の管理を行ってきました。今後は、従来の部分補修とあわせて村道の巡回等によりまして、早期に補修箇所の発見に努め、適切な時期に修繕や補修を行う予防的な維持管理ができるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 適切な管理に向けてと、舗装が至るところで凍上災害っていうんですか、そういったことから非常に傷んでいると、それはわかっているんだと、適宜優先順位を決めて取り組んでいくんだという総合的なお話はわかりました。

一例上げますと、たまたま私双珠別地区というところに住んでおりますので、そのへんの地区については、だいたい村道の一通り普通に生活の中で移動しますのでね、見たりします。

ここ7、8年の傾向をみても、例えば、今、村長のお話のあったような部分的補修等々の姿はゼロではないが、ほとんどないに近いと私は感じます。今舗装の部分の話を村長再三されています。もちろん舗装がひび割れ、陥没等々起きているのも事実です。

一番問題は、感じるのは路盤そのものがずり変形してしまっている。路盤そのものが陥没、そして道路の脇に広がってしまっている。どんどんどんどん横に広がっていつてしまっているから、どんどん落ちていっちゃう。

ちょっと荷物の積んだ大型車両の乗用車はそんなことないですけどね、車両なんかは道路の真ん中またいで走っている姿なんかも見ます。

私が危惧するのは、例えば一軒の家に例えるならば、屋根の雨漏りする前にペンキ剥げてきたらペンキを塗り直す。そのタイミングを逃してしまって、少し錆が出てしまったらちょっと小さな穴が開いちゃったと。これはもうペンキのレベルじゃなくて、穴補修、ペンキなのか、屋根の葺き替えをする。もっと放置すると今度は下地の処理、完全に屋根を剥がして屋根の交換をする。もっとほっとくとどうなるかっていったら家を解体して建て直すしかなくなる。

私はそのどのレベルにあるかっていうと、もうトタンを取り換えるレベルではなくて、下地を交換するレベルに数か所はそういう場所が散見されると素人ながら思います。

そこで、大きな予算をいきなり組めといってもたぶん組めなくなると思うので、ついては、村の相当の公長距離のある村道ですから、至急緊急度の高いところから予算を組み実施していかなければ、手の付けられないことになるのではないかと。もしくは、なんらかの小災害か大災害かわかりません。が起きてから緊急で工事をやるようになってしまうだろうと。そうならないための先の杖として、そういった年度展開の15年計画でいくのか、20年計画でいくのか、たぶんそんな簡単に5年やそこらでいかないと思います。そういった計画、取り組みをするお考えあるか村長の考えを最終的に伺って終わりにします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村道補修に関して、御指摘の双珠別線、私が就任してからも段差ができて道路地盤ごと入れ替える工事が必要

だということで、一定区間でしたけどもそういった工事もさせていただいている現状をみると議員言われるように路盤自体の路肩が弱ってきているということもあると思います。

合わせて側溝等の整備も双珠別線やらせていただきましたけれども、なかなかそれだけでは収まらないということもあります。

村の村道補修に関わる予算については限られた前年度並みの予算の踏襲ということでここ続いていますけれども、原課と話しているのはやはり先ほども言いましたけれども、住宅等と同じように長寿命化計画を立てて、優先順位をつけて計画的に補修をしていくということをやらない限り、なかなか突然の支出は難しいわけですので、そういったことをやりながら調整をして議員言われるような大事故のないように対応していきたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸次議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

ここで3時まで休憩します。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を行います。議事進行を続けます。

◎日程第4・報告第1号から

日程第5・報告第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、報告第1号。令和5年度占冠村健全化判断比率の報告についての件から、日程第5、報告第2号、令和5年度占冠村資金不足比率の報告についてまでの件、2件を一括議題とします。

提案による説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案

書1ページをお願いいたします。

報告第1号、令和5年度占冠村健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定により、令和5年度占冠村健全化判断比率を、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、共に赤字額が無いことから標記のとおり表示となります。

次に、実質公債費比率につきまして御説明申し上げます。

令和5年度の実績数値は、およそ8.737パーセントですが、過去3年の平均値をもって表記することから、令和3年度からの3年間の平均値では、7.2パーセントとなります。

次に、将来負担比率については、36.4パーセントとなっております。

また、表下段には括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

報告第2号、令和5年度占冠村資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

内容につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、共に黒字会計となっており、資金不足が生じないため表記のとおりということとなります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案事業の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 質問させていただきます。

下水道関係からは、会議録で間違いないようなことがよく見るようになったんですけども、まず、報告第1号について、中身は健全な判断比率については了解いたしました、監査委員の意見書を付してということで意見書を見せていただきました。そして、意見書の第2ページなのですが、上段から2行目の①、実質赤字比率の中間のところ、一般会計の実質収支は3,947万4,000円という数字を使っているわけです。

今回、令和5年の決算書の一般会計、実質収支には、79473という数字になって、1違うわけなんですね。4なのは切り上げればなるので、どうしてないのかということはわかるんですけども、これが違うから、連結実質、赤字比率も、1行目の数字、84349のところ、8になったりするわけなんです。

やっぱりこれは監査委員報告書、そしてこの議案書も、一応公文書でありますから、この一般会計の実質収支という括りになっていますので、なるべくだったら同じ数字のほうがみたくなくっていいんじゃないかなというのが、私の考えです。そのへんについてちょっと説明していただきたい。

それから報告第2号の資金不足のところですね。

令和5年度については、いつもこれはだいたい資金不足はないようにはできるんですけども、令和5年度の決算を見ますと、両会計とも一般会計からの繰入金を前年度より増額しまして、その部分が形式収支で残って黒字になったという形になったわけです。

実際この繰入金がどれくらいあるか、この両会計ともだいたい7割ぐらいが繰入金を入

れてやっている事業になっているわけなんです。

この7割を補助しなければならない事業とか、これは今年は良かったですかね。今後これからどうなっていくかということを考えれば、簡単に収支不足比率がマイナスだったから良かった良かったとは喜べない状況にあるくらいかなと私は思うのですが、そのへんをちょっと考えをお聞きます。

以上二点お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 木村議員の一点目の御質問につきまして御回答申し上げます。

決算書の73ページをご覧になっていただきますと、下段から2行目の実質収支額79473となっているということでございます。

その一方で、健全化判断比率の審査意見書の中ではですね、その2ページの中で、木村議員言われたとおり79474ということで、1,000円の乖離があると、この原因等についての御質問であったということでございます。

まず一言で申し上げますと、システム上の問題ということでございまして、決算書、システムで弾き出しておりますが、基本的には歳入については切り捨て、歳出については四捨五入という形で、歳入欠損が起こらない仕組みとなっております。

その結果、79473という数字になってございます。

実際のところ、この実質収支額7の数字でいきますと、79473その下の数字が993となっております。79473の後ろが993ということになっておりまして、四捨五入すると79474になるということでございます。

当局側で作成する決算書につきましては、システム上のルールにより切り捨て、79473となっておりますが、監査委員事務局の方で

生の数字を使うのか、四捨五入するのか、切り捨てにするのかというのはあくまで監査委員の裁量によるところというふうに思いますが、議員言われるように同じ数字の方がやはり分かりやすい。しかもこちらの元になる数字を監査委員側に提出するのにも村ということになっておりますので、新年度からはこちらの数字が一致するような形で村としても留意していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君）建設課長。

○建設課長（小林昌弘君）木村議員の質問にお答えいたします。

簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の繰入金についてでございます。

令和5年度の決算につきましては、公営企業会計への移行に伴い、打ち切り決算ということで、起債の分を3月末までに起債の借入額が納入にならなかった分を想定しまして、昨年の12月の議会で繰入金の補正をさせていただき予備費に予算措置をしたわけでありました。

結果、その起債の借入額については、3月末までに納入になったことから、繰入金としていただいた額そのまま引継金ということで、現在受け継いでいるところでございます。

会計の状況として7割くらいを繰入金を入れて事業を行なっていくと、今後どうしていくのかということでございますけれども、企業会計には移行しましたがけれども、やはり、一般会計の繰入金に頼らざるを得ないというような事業会計になっているかと思っております。

我々もいくらかでも一般会計の繰入金を減らすべく、支出の抑制とかも行っているところでございますけれども、いかんせん、歳入、給水使用料ですとか、下水道使用料の収入額が本当に心細い金額になっている状況であり

ますので、今後とも、私も思うところではありますけれども、今後も現状と同じような繰入金の状況が続いていくものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君）2番、木村議員

○2番（木村一俊君）歳入は、ほんとに沢山いただくのも大変なところなので、やっぱり歳出のところを考えますと、先ほどもちょっと触れたんですけども、余計な委託料というんですかね、そういうのも自前でできるように頑張れば、少し繰り入れしてもらってもできるのかなと思うんですけども、そのへんの頑張りに期待するんですけども、そのへんの答えをちょっともらって、この質問は終わりにします。

○議長（児玉眞澄君）建設課長。

○建設課長（小林昌弘君）はい、御質問にお答えいたします。

現在起債の償還も一時期ピークを迎えたんですけども、その後も借入が増えて増加傾向になります。

この借入金額が、数十年先になるかと思えますけれども、これが減っていけば繰入金額も減っていくとは思われますが、今後各施設の修繕と大規模な更新等も考えますと、なかなかこの借入金額も一時期は減ってもまた増えていくというような状況になってくるかなと思っております。

御質問にありますその委託料、自前でできるようなものは自前でということではありますけれども、なかなか各担当1名ということで、私もおりますけれども、なかなかその自前でできるような委託業務といえますか、できるようなものはございませんので、どうしてもやはり、業者に頼らざるを得ないような状況になっております。

何度も繰り返しになりますけれども、でき

るところは少人数でやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

◎日程第6・承認第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、緊急執行を要したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

内容につきましては、村民プール及び村内学校の修繕に伴う、令和5年度占冠村一般会計補正予算第3号で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,750万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

歳入は19款、繰越金、1項、繰越金は350万円の増額で、歳入合計350万円の増額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出は10款、教育費、3項、中学校費が250万円の増額。5項、保健体育費は100万円の増額で、歳出合計350万円の増加でございます。

以上、御報告申し上げますので、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7・議案第1号から

日程第8・議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第1

号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件から、日程第8、議案第2号、占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書13ページをお開き願います。

議案第1号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由について御説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、健康保険の被保険者証の廃止、及び国民健康保険法の一部改正が令和6年12月2日から施行されることに伴い、占冠村国民健康保険条例についての所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、条例第13条において、国民健康保険法第9条の届出等に関する罰則規定を定めておりますが、そのうち、被保険者証の返還に応じない場合の規定を削除すると共に、運用条項の改正または文言の整理を行うものでございます。

また、第14条では国民健康保険法第127条の規定により、過料の上限額を改めるものであります。

この条例の施行期日については、令和6年12月2日とするものでございます。

なお、この条例の施行日前にした行為及び手続きにおける罰則の適用については、なお、従前の例によります。

続きまして、議案書15ページをお開き願います。

議案第2号、占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由について御説明を申し上げます。

本件につきましては、議案第1号と同様に、健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されることに伴い、被保険者証について規定する条文について、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、条例第7条中、保健医療機関等において受診する場合に、電子資格確認等により医療保険の資格の確認を受けることとするよう、条文の一部を改正するものでございます。

施行期日は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第9・議案第3号から

日程第15・議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第9、議案第3号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第4号の件から、日程第15、議案第9号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第2号までの件、7件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

議案第3号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案17ページをお願いいたします。

令和6年度占冠村一般会計補正予算第4号について御説明申し上げます。

令和6年度占冠村一般会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

5,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,400万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の変更は第2表地方債補正によります。

以下、第1表歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

議案書18ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

10款、1項、地方交付税、1億431万5,000円の増額。

13款、使用料及び手数料、2項、手数料、60万円の増額。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1,063万9,000円の増額。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、282万円の増額。

18款、1項、繰入金、7,364万5,000円の減額。

19款、1項、繰越金、553万3,000円の減額。

21款、1項、村債、553万3,000円の減額。

歳入合計で5,650万円の増額でございます。議案書19ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費、2,112万9,000円の増額。2項、徴税費、40万円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費、822万9,000円の増額。2項、児童福祉費、9万4,000円の増額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、245万円の増額。2項、清掃費、158万円の増額。

6款、農林業費、2項、林業費、601万

9,000円の増額。

7款、商工費、1項、商工費は269万8,000円の増額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費、488万6,000円の増額。3項、住宅費、783万円の増額でございます。

10款、教育費、2項、小学校費は11万円の増額。3項、中学校費、107万5,000円の増額で、合計5,650万円の増額でございます。

先ほど読み上げたところで、一点読み上げ間違いがございましたので、御説明申し上げます。

18ページ19款の繰越金でございますが、こちら先ほど553万3,000円の減額と申し上げたところ、正確には1,730万4,000円の増額ということで御訂正申し上げます。大変失礼いたしました。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

地方債補正につきましては、臨時財政対策債の限度額について、補正前は900万円であったところ、これを346万7,000円に変更しようとするものでございます。

以上御説明申し上げますので、御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第4号、議案第5号、及び議案第7号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書37ページをお開き願います。

議案第4号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について、提案内容の御説明を申し上げます。

令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,100万円にしようとする

ものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

38ページ、第1表歳入歳出予算補正により、歳入から御説明いたします。

6款、繰越金、1項、繰越金は20万円の増額です。

39ページ、歳出は、7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金は20万円の増額。

40ページから42ページまでは事項別明細書でございます。

続きまして、議案書43ページをお開き願います。

議案第5号、令和6年度村立診療所特別会計補正予算第1号について、提案内容の御説明を申し上げます。

令和6年度村立診療所特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,390万円にしようとするのでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

44ページ第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

5款、繰越金、1項、繰越金は70万円の増額です。

45ページ歳出は、1款、総務管理費、1項、施設管理費、70万円の増額です。

46ページから48ページまでは、事項別明細書でございます。

続きまして、議案書57ページをお開き願います。

議案第7号、令和6年度占冠村後期高齢者

医療特別会計補正予算第1号についての提案内容について御説明いたします。

令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,240万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

58ページ第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

歳入は4款、繰越金、1項、繰越金、10万円の増額。

59ページ歳出は1款、総務費、1項、総務管理費、3万5,000円の増額。

3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金は6万5,000円の増額です。

60ページから63ページまでは事項別明細書であります。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第6号について、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書49ページをお願いいたします。

議案第6号、令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号について説明を申し上げます。

令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,290万円にしようとするものであります。

50ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

歳入から御説明申し上げます。

8款、1項、繰越金、630万円の増額です。

51ページをお願いいたします。歳出となります。

3款、1項、地域支援事業費、12万円の増額です。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、618万円の増額です。

52ページから55ページは、事項別明細書となっております。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第8号から議案第9号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書65ページをお願いいたします。

議案第8号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第1号について御説明いたします。

収益的収入及び支出、令和6年度占冠村簡易水道事業会計予算、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、簡易水道事業費用、第1項、営業費用、既決予定額、1億2,537万6,000円、補正予定額209万円、計1億2,746万6,000円でございます。

第1款、簡易水道事業費用の予定額を1億3,259万8,000円にしようとするのでございます。

66ページをお願いいたします。

令和6年度簡易水道事業会計補正予算第1号の実施計画書でございます。

67ページは、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第1号の明細書になります。

68ページをお願いいたします。

令和6年度占冠村簡易水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、4,645万703円。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナスの1,255万7,000円。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナスの4,178万7,000円でございます。資金期末残高は、891万6,229円でございます。

69ページと70ページは、令和6年度占冠村簡易水道事業開始貸借対照表でございます。

資産の部、1、固定資産、(3)投資その他の資産、ロの基金残額は13万6,000円。固定資産合計は11億6,117万7,458円。

2の流動資産、(2)未収金67万6,930円。流動資産合計は1,748万6,456円でございます。

資産合計は、11億7,866万3,914円でございます。

70ページをお願いいたします。

負債の部、3、固定負債、建設改良等企業債、3億5,028万9,044円。固定負債の合計は3億5,028万9,044円。

4、流動負債、(4)未払金、103万4,167円。流動負債の合計は4,382万1,167円。負債の合計は4億4,199万1,211円。

負債資本合計11億7,866万3,914円でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、71ページをお願いいたします。

議案第9号、令和6年度占冠村公共下水道事業補正予算第2号について御説明いたします。

収益的収入及び支出、令和6年度占冠村公共下水道事業会計予算、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、下水道事業費用、第3項、特別損失、既決予定額、103万2,000円。補正予定額、230万円。計333万2,000円。

第1款、下水道事業費用の予定額を1億533万2,000円にしようとするものでございます。

資本的収入及び支出、令和6年度占冠村下水道事業会計予算、予算第4条、本文括弧書き中、不足額2,693万円を、不足額2,993万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金、1,733万円を、当年度分損益勘定留保資金、2,102万9,000円に、引継金、960万円を、引継金、890万6,000円に改め、資本的支出の予定額の一部を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、既決予定額、2,295万3,000円。補正予定額、300万5,000円、計2,595万8,000円。

第1款、資本的支出の予定額を6,096万5,000円にしようとするものでございます。

72ページです。

令和6年度占冠村公共下水分事業会計補正予算第2号の実施計画書でございます。

73ページは、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第2号の明細書になります。

74ページお願いいたします。

令和6年度占冠村公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、2,311万8,000円。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス2,152万8,000円。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス840万7,000円。

資金期末残高額は、2,033万479円でございます。

75ページと76ページは、令和6年度占冠村公共下水道事業開始貸借対照表でございます。

1の固定資産、有形固定資産合計は、7億3,380万9,046円。固定資産合計は、7億

3,380万9,046円でございます。

2の流動資産、流動資産合計は3,103万2,474円。資産合計は7億6,484万1,520円。

負債の部、固定資産は76ページです。

建設改良等企業債、2億76万5,972円。

4の流動負債、負債合計は6億2,562万6,557円。

資本の部、資本合計は1億3,921万4,963円。

負債資本合計は7億6,484万1,520円でございます。

以上御提案を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年11月20日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 木村 一俊

令和6年第4回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月19日（木曜日）

○議事日程

| | | |
|-------|---------|--|
| | | 議長開議宣言（午前10時） |
| 日程第1 | 議案第1号 | 占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第2 | 議案第2号 | 占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第3 | 議案第3号 | 令和6年度占冠村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和6年度村立診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 同意案第1号 | 占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意案第2号 | 占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 同意案第3号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 認定第1号 | 令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 発議案第1号 | 占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて |
| 日程第15 | 発議案第2号 | 占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第16 | 意見書案第7号 | えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書 |
| 日程第17 | 意見書案第8号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第18 | | 議員派遣の件 |
| 日程第19 | | 閉会中の継続調査・所管事務調査申出 |

○出席議員（8人）

| | | | | | |
|----|----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 8番 | 児玉眞澄君 | 副議長 | 1番 | 大谷元江君 |
| | 2番 | 木村一俊君 | | 3番 | 細谷誠君 |
| | 4番 | 下川園子君 | | 5番 | 藤岡幸次君 |
| | 6番 | 小林潤君 | | 7番 | 小尾雅彦君 |

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

| | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 占冠村長 | 田中正治 | 副村長 | 松永英敬 |
| 総務課長 | 三浦康幸 | 企画商工課長 | 平岡卓 |
| 農林課長 | 鈴木智宏 | 林業振興室長 | 杉村政彦 |
| 建設課長 | 小林昌弘 | 住民課長 | 伊藤俊幸 |
| 福祉子育て支援課長 | 岡崎至可 | トマム支所長 | 石坂勝美 |
| 会計管理者 | 合田幸 | 総務担当主幹 | 野原大樹 |
| 職員厚生担当係長 | 鈴木隼 | 財務担当主幹 | 橘佳則 |
| 税務担当主幹 | 小瀬敏広 | 企画担当主幹 | 竹内清孝 |
| 商工観光担当主幹 | 阿部貴裕 | 広報統計担当係長 | 大谷淳貴 |
| 地域振興対策室主幹 | 松永真里 | 農業担当主幹 | 杉岡裕二 |
| 林業振興室係長 | 坂本龍哉 | 建築担当主幹 | 嵯峨典子 |
| 環境衛生担当主幹 | 蠣崎純一 | 下水道担当主幹 | 中島辰男 |
| 戸籍担当主幹 | 細川明美 | 戸籍担当主幹 | 八木香織 |
| 国保医療担当係長 | 久保璃華 | 保健予防担当主幹 | 岡本叔子 |
| 村立占冠診療所主幹 | 佐々木智猛 | 社会福祉担当係長 | 川口晃平 |
| 介護担当主幹 | 佐久間敦 | 子育て支援室主幹 | 森田梅代 |

（教育委員会）

| | | | |
|----------|------|----------|------|
| 教育長 | 多田淳史 | 教育次長 | 木村恭美 |
| 社会教育担当主幹 | 上島早苗 | 学校教育担当係長 | 渡邊舞子 |

（農業委員会）

事務局長 鈴木智宏

（選挙管理委員会）

書記長 三浦康幸

（監査委員）

監査委員 下川園子 事務局長 高桑 浩

○出席事務局職員

事務局長 高桑 浩 主 査 田 中 健士郎

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） みなさんおはようございます。昨日に引き続き、本日もどうぞよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1・議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を設定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） この国民健康保険条例は、占冠は高齢者が多いので、国保に入っていることが多いかなと思います。

この条例は国の条例ですので認めざるを得ないと思いますが、住民に対してどのような周知をされるのか、ましてや第14条中の2万円から10万円という金額が多く、5倍にも増えている金額ですので、このへんの周知、分かりやすい周知をされるのかどうかお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 大谷議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

これに関しましては罰則規定でありまして、被保険者証、罰則規定でありまして、その時被保険者証を返還に応じない場合の規定につ

いて、被保険者証という言葉は使えなくなるということで、条例を改正するものでありまして、医療保険を使うことにおいては、全然、被保険者については支障をきたすところではないという考えでおりますので、あえて周知等は考えておりません。

過料の2万円を10万円にというのは、国民健康保険法127条の規定により、過料を10万円にするというふうに定められておりまして、その法律に準じて条例を10万円に改正させていただこうというものでございますので、あえて住民の方への周知は考えておりません。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 対象者はいないという考え方で、そのような処置をされるということですか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 対象者はいないというか、この罰則規定につきましては、被保険者が正当な理由なく法律に基づく書類の提出、被保険者等の提出を求めた時に従わなかった場合に訴訟を起こして、そのことによって過料が課せられるというものでございますので、今、対象者がいるとかいないとかという話ではございません。

○議長（児玉眞澄君） もっとわかりやすくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議をお願いいたします。答弁願います。住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） お時間をいただきまして申し訳ございません。この罰則規定につきましては、被保険者の資格の取得及び

喪失等の必要な事項を市町村に届けなければならぬという規定がありまして、第9項において、被保険者がその資格を喪失したときには速やかに市町村に届け出るとともに、被保険者証を返還しなければならないという規定がありまして、これにより返還しなかった場合等において、あまりケースとしてはないんですけども、想定されるのは、例えば国民健康保険から社会保険に替わっているんだけど国民健康保険を使っている、そのまま使わないでください、返してください、と言っても従わなかった場合とかが想定されるのかなというふうに考えておりまして、こういう事案が生じたときにその人に対して指導をして、それに従わない場合には訴訟を起こす形になるのかなというふうには考えております。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） それはわかるんです。補正予算を見ても、誤納云々で返還している場合もありますよね。それは、社会保険、国保とかの届出が遅れたということで、そうなったというふうに話を理解したんですが、もしこういうことが、罰則規定も改正されて5倍になりましたよ、だから早々に返還してくださいねという、そういう周知は必要だと思うんですが、条例の改正だけ、役場内というか、庁舎内で終わらせるんじゃないかと、住民にはより周知する必要があると思うんですね、これを理解してもらうために。ましてや裁判沙汰になるような事例をさせないためにも住民には周知が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） これまでも被保険者証の更新ですとか、保険切り替わったときとかの手続き等の処理はしているんですけども、更新の場合ですと、各自ではさみを

入れるなり処理してくださいということで対応はしております。

社会保険、よほどのことじゃない限り、訴訟になるようなことはないのかなというふうに思っています、今までもきちんと切り替わったときには、遅れてでも手続きをさせていただいておりまして、それに対応してきているところであります。

社会保険に切り替わる云々につきましては、過料が課せられるから云々とかではなくて、日常において必ず社会保険に切り替わった場合は手続きしてくださいね、ということで、更新時の時とかでもお知らせはしてきておりますので、今後もそのように周知していきたいなというふうには考えております。

○議長（児玉眞澄君） よろしいですか。大谷議員。もう一度いいですよ。

○1番（大谷元江君） 住民に周知しないという方針なのは分かりますけれども、これは住民に関することだと思うので、分かりやすい説明の仕方をするというのはちょっと難しいのかなと思いますけれども、周知は必要だと私は思っております。

○議長（児玉眞澄君） 答弁ありますか。住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 過料云々については、周知の方は予定しておりませんが、適正な健康保険の保険証の使用についてですね、更新時等を含めて周知はしていきたいと考えています。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論は終わります。

これから、議案第1号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2、議案第2号

○議長(児玉眞澄君) 日程第2、議案第2号、占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3・議案第3号

○議長(児玉眞澄君) 続いて、日程第3、議案第3号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第4号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。6番小林議員。

○6番(小林潤君) はい、それでは質問させていただきます。

議案書31ページでございます。一番上の段、3節、1項、1目、社会福祉総務費で、節にいきまして、18節、負担金補助及び交付金のところで、物価高騰対応重点支援給付金ということで746万2,000円の補正が上げられております。

6月補正でもここに係る給付金で855万円が補正されておりますけれども、3か月間でほぼ同じような額、100万少ないですけれども、746万2,000円の補正をするに至った内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、議案書35ページ、8款、1項、1目、道路維持費の中の10節、需用費、修繕料で335万7,000円、11節、役務費で手数料、133万6,000円。これの内訳についてお伺いします。

それから下の住宅管理費でございます。10節、需用費、修繕料で750万円、11節、役務費で33万円の手数料が計上されております。これの内訳についてもお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課（岡崎至可君） 議案書
31ページの3款、1項、1目、18節の物価高騰対応重点支援給付金の前回6月に855万補正して今回も714万2,000円、ほぼ同じ様な額、結構大きい額をなぜ補正したかということです。

前回補正した内容なんですが、1月1日現在の課税情報から抽出しておりまして、それに減税の不足分、所得税で引かれなかった分の追加給付ということで、200数十件の補正を議決いただいております。

今回6月に課税が確定したということで、前回非課税、均等割世帯があまり見込めないという予定だったものが、新たに非課税のみの世帯、所得税、均等割の世帯が追加になったと、前は対象にはあつたんですけども、大幅に増えたということで、今回の補正とさせていただきます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 小林議員の質問にお答えいたします。

35ページ、8款、1項、1目、道路維持費、10節、需用費、修繕料の内容でございます。

こちらにつきましては、まず一つ目は、今年度新しく購入いたします除雪ダンプの無線器の付け替えということで、29万9,000円の修繕を計上しております。

二つ目は、村道アリスラップ牧場線の牧場橋、木の橋なんですけれども、こちらの板、木の部分の張替えの修繕を予定しております。129万8,000円の計上でございます。

三つ目が村道5号線の側溝修繕でございます。

こちらにつきましては、延長が100メートル、補正額としましては176万円を計上しております。

次に手数料、11節、役務費、手数料、133万

6,000円の内訳でございます。

こちらにつきましては、一つ目が村道の支障木の伐採手数料ということで、場所がトマムの循環線の一部、非常に木の枝が混んでおりまして、車道を含め、歩道上も日当たりが悪いということで、苔の発生が非常に多くなっております。そんなこともありまして、今回その部分、全部というわけにはいかないんですけれども、支障木、枝が混んでいるところを枝払いを行なって、改善をしていきたいということで、予算を計上しております。

補正額としましては、48万円の計上でございます。

二つ目が、青巖橋を渡ったところの右手に村の土場があるわけなんですけれども、そこが一応建設副産物の一時保管場所ということで、木の枝ですとか、コンクリート殻ですとか、アスファルトの殻とかを堆積しているわけがありますけれども、そこに置いてあります木の枝とコンクリート殻の処分をしたいということで、今回産業廃棄物等の処理手数料ということで、85万6,000円を計上しております。

次に、8款、3項、1目、住宅管理費、10節、需用費、修繕料の内訳でございます。750万円なんですけれども、こちらにつきましては、占冠駅前の楓A棟、こちらの16室の部屋の内部の修繕を予定しております。

部屋の内部の修繕と暖房設備と水回りの設備ですとか、電気設備の修繕を予定しております。

楓の現在の入居状況としましては、部屋の数が74室ありますけれども、現在入居している数といたしましては、48室となっております。

今年の春までは入居希望される方も少なかつたわけでありまして、春以降、高速道路の四車線化工事に伴いまして、事業所の

方からの入居希望が増えているということで、今回16室の修繕を行いそれに対応したいということで、補正予算を計上させていただいております。

次に、11節の役務費でございます。手数料33万円ですけれども、こちらにつきましては、空き家等の住宅の清掃委託料ということで、33万円を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。1番、大谷委員。

○1番（大谷元江君） 32ページ、4款、衛生費、2項、清掃費の中の2目、12節、委託料の粗大ごみ収集運搬の150万の補正なんですけど、当初300万予定されておりました。それに半分以上が補正ということで、合計450万になるのですが、増えた理由をお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員の御質問にお答えいたします。

32ページ、4款、2項、2目、じん芥処理費、12節の委託料、粗大収集運搬破碎処理委託業務150万円の増額でございます。

こちらにつきましては、当初予算300万円計上させていただいておりましたが、これまで今年度の実績といたしまして、4月の粗大ごみの収集時の実績としましては、194万6,788円。

それと2回目の7月の粗大ごみの収集実績としましては、126万5,008円と合計しますと321万1,796円ということで、当初予算を上回っておりますけれども、この上回った金額につきましては、12節の委託料の中で予算を調整させていただきまして、支払いは終わっております。

3回目が10月に粗大ごみの収集ございまして、これまでの傾向から言いますと春と秋の

収集が多い傾向になっているということでございますので、一応今回150万円を見込んでおりまして、増額補正ということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 10月の計画は当初入ってなかったということに理解でよろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 質問にお答えいたします。

当初の予算では3回分を見込んで300万円ということで、これまでの実績も加味した中で予算計上していたわけでありましてけれども、先ほど申し上げたように4月の実績が200万円近くと非常に多くなっていると。また7月は傾向としましては少ない傾向にあるんです。100万円以下というのがほとんどだったんですけども、今年度においては126万円ということで予定よりも多くなっているということで計上させていただいております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 今回の32ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目の予防費の12節、委託料の予防接種委託料に関してですが、当初予算では定期接種分と任意予防接種分と二本立てで予算が計上されているのですが、この補正はどちらに対する補正なのか聞きたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回の予防接種委託料についてでございますけれども、これにつきましては、新型コロナワクチン接種にかかる費用についてでございます。

この間、後期高齢者の新型コロナワクチン接種につきましては、国が昨年末時点で示されていましたワクチン接種代3,260円、プラス手技料3,740円で、接種費用7,000円と想定しておりまして、それに基づいて当初予算を計上させていただいておりましたが、ワクチン代が1万1,600円となり、手技料を合わせると1万5,300円程度になることが国の調べで分かりました。

これによりまして、当初7,000円としていた接種料金を上回る8,300円が国の助成金として市町村に交付されることになっております。

今御質問いただきました委託接種料についてでありますけれども、定期接種分につきましては高齢者分でありまして、212万円が定期接種分でありまして、任意接種の分につきましては11万円を計上するということとなります。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第4号の件を採決します。

この採決は起立によって行われます。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4・議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第4号、令和6年度占冠立村国民健康保健事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 42ページになりますが、7款、1項、3目、22節、償還金、利子及び割引料のところで、保険給付費等交付金、償還金とありますが、この交付金については、普通交付金に対する償還なのか、特別交付金についての償還なのか、そのところお尋ねいたします。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

7款、1項、3目、保健給付費等交付金償還金の4万4,000円についてでありますけれども、これにつきましては特別交付金についてであります。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5・議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5号、議案第5号、令和6年度村立診療所特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、令和6年度村立診療所特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立で願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6・議案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第6、議案第6号、令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第6号、令和6年度占冠村介護特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7・議案第7号

日程第7、議案第7号、令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立

願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8・議案第8号

○議長(児玉眞澄君) 続いて、日程第8、議案第8号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9・議案第9号

○議長(児玉眞澄君) 日程第9、議案第9号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10・同意案第1号

○議長(児玉眞澄君) 次に、日程第10号、同意案第1号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。ここで、教育長、多田淳史君の退席を求めます。

○議長(児玉眞澄君) 提案理由の説明を求めます。村長、田中正治君。

○村長(田中正治君) 議案書77ページになります。

同意案第1号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

占冠村教育委員会教育長である多田淳史氏は、本年9月30日をもって任期満了となります。引き続き、多田淳史氏を後任の教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項

の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、平成2年に本村職員として奉職し、令和3年10月より占冠村教育委員会教育長となつてからは、小中連携一貫教育の推進、ICTを活用した教育を進めるとともに、学校現場及び地域と密着した教育活動の推進のために尽力しており、今後の本村の教育行政を進める上で適任と考えております。なお、経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

任期は令和6年10月1日から令和9年9月30日まででございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、同意案第1号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、同意案第1号はこれに同意することに決定しました。

多田淳史君の入場を許可します。

○議長（児玉眞澄君） ここで、多田淳史君より挨拶の申出がありますので、発言を許可

します。

○教育長（多田淳史君） 審議中の貴重なお時間をいただきまして、一言、お礼と御挨拶を申し上げます。

先ほど、私の任期満了に伴いまして、議員の皆様へ教育長任命の御同意をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

再び、占冠村教育委員会教育長としての職責を担わせていただくことになり、みなさまからの御信頼を改めて深く受け止め、その期待に応えるべく、全力で職務に取り組んでまいります。

令和3年10月の就任以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、我々の生活や教育環境は大きな変化を余儀なくされました。

子どもたちが安全に学び続けられるよう、オンライン教育の導入や衛生管理の強化など様々な対応を進めてまいりましたが、その中で私自身が掲げた教育施策を十分に遂行できなかったことを深く反省しております。

しかし、こうした困難な状況下でも、子どもたち、地域のみなさま、そして教育関係者の皆様が一丸となり、努力と工夫を重ねてくださったことに改めて感謝を申し上げます。

この反省を踏まえ、今後は一層責任を持って掲げた施策の実現に向けて邁進してまいります。

就任中に明らかになった教育の課題をしっかりと解決し、教育の質の向上と地域全体での教育支援体制の強化に努めるとともに、未来を担う子どもたちや多くの地域住民が安心して学び成長できる教育環境を作り上げるために全力を尽くす決意でございます。

議員の皆様には、今後とも御指導、御助言、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、占冠村の教育をさらに発展させるべく、引き続き御支援をお願い申し上げます。

す。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

◎日程第11・同意案第2号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第11、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（田中正治君） 議案書79ページになります。

同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

占冠村教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに坂口友子氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

同氏は本村に移住され、社会福祉協議会職員として長きにわたり本村の社会福祉に貢献されるとともに、地域活動にも積極的に関わり、地域教育活動の一翼を担われていることから、今後の本村の教育行政を進める上で適任と考えており、同意を求めるとでございます。なお、経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

任期は令和6年10月1日から、令和10年9月30日まででございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

討論を省略します。

これから同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第12・同意案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、同意案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（田中正治君） 議案書81ページになります。

同意案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

本年9月30日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員であります稲田實氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

同氏は、昭和49年、占冠村役場に奉職以来、役場職員として旺盛な責任感と誠実を旨として職務にあたられ、平成23年3月に占冠村を定年退職された以降も、宮下行政区長として地域に貢献され、人格見識高く村内の状況にも詳しく、適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

任期は令和6年10月1日から、令和9年9月30日まででございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから同意案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13・認定第1号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第13、認定第1号、令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書83ページをお願いいたします。

認定第1号、令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、あわせて提出した証拠書類とともに、監査委員において審査の結果、経理は

収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったので、その意見を付して、議会の認定を求める。

令和6年9月18日提出。占冠村長、田中正治。

内容について、御説明申し上げます。

令和5年度占冠村歳入歳出決算書別紙は、（1）の一般会計と（2）国民健康保険事業特別会計から（8）歯科診療所事業特別会計までの7特別会計から構成されており、別冊にて配付させていただいております。

令和5年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料、別紙につきましても、同じく別冊となっております。

令和5年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料のうち、歳入歳出決算事項別明細書は、一般会計は決算書の9ページから、各特別会計については、決算書の78ページから国民健康保険事業特別会計となっており、以下、同様に記載されております。

実質収支に関する調書は、一般会計は決算書の73ページ、各特別会計については、国民健康保険事業特別会計は決算書の90ページとなっており、以下、各特別会計の最後のページに同様に記載されております。

財産に関する調書、基金等運用状況調書は、令和5年度決算審査資料として別刷りで一冊となっております。

主要な施策の成果を説明する書類につきましても、別冊で配布させていただいております。

監査委員の意見書につきましても、別冊で配布させていただいております。

それでは、決算書の内容を御説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

決算額にて御説明申し上げます。

一般会計、歳入、28億9,110万7,797円。歳出、28億1,118万7,804円。歳入歳出差引金額、7,991万9,993円。

国保会計、歳入、1億2,886万1,837円。歳出、1億2,609万7,137円。歳入歳出差引金額、276万4,700円。

診療所会計、歳入、8,612万6,198円。歳出、8,200万53円。歳入歳出差引金額、412万6,145円。

簡易水道事業会計、歳入、1億2,226万4,231円。歳出、1億545万4,705円。歳入歳出差引金額、1,608万9,526円。

下水道会計、歳入、1億2,994万5,707円。歳出、1億279万8,228円。歳入歳出差引金額、2,714万7,479円。

介護会計、歳入、1億1,657万5,673円。歳出、1億815万725円。歳入歳出差引金額、842万4,948円。

占冠村後期高齢者医療特別会計、歳入、2,020万8,489円。歳出、1,965万4,449円。歳入歳出差引金額、55万4,040円。

歯科診療後会計、歳入、2,193万1,270円。歳出、2,118万2,170円。歳入歳出差引金額、74万9,100円。

総合計は、歳入、35億1,702万1,202円。歳出は33億7,652万5,271円。歳入歳出差引金額は1億4,049万5,931円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の下川園子議員を除く、6名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、

地方自治法第98条第1項の検査権を付与して、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、6名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中の決算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が届きましたので報告します。

委員長に細谷誠議員。副委員長には藤岡幸次議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。

◎日程第14・発議案第1号から

日程第15・発議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第14、発議案第1号、占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについての件から、日程第15、発議案第2号、占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

発議案第1号について、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 別冊でお配りした資料をお願いいたします。

発議案第1号、占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年9月19日提出。提出者、占冠村議会議員細谷誠。賛成者、同じく大谷元江。同じく木村一俊君。

本件は、一問一答制を選択した場合の一般質問の時間制限を90分から60分に改めるとともに、地方自治法改正に伴う標準町村議会会議規則の改正にあわせ、議会における手続きについて、情報通信技術を利用した方法により行うことを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、その他所要の文言整理を行おうとするものであります。

なお、この規則の施行日は公布の日からとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 発議案第2号については、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 発議案第2号、占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月19日提出。提出者、占冠村議会議員藤岡幸次。賛成者、同下川園子。同小林潤。

占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例。

主な要点として、第20条の2、委員長は委員について次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら、通話することができる方法。（以下の条において「オンラインによる方法。」という）を活用して委員会を開催することができる。

他記載のとおりでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、発議案第1号、占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） 次に、発議案第2号、占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16・意見書案第7号から

日程第17・意見書案第8号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第16、意見書案第7号、えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の件から、日程第17、意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、までの件、2件を一括議題とします。

主旨説明を求めます。意見書案第7号について、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 意見書案第7号、えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年9月19日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同小林潤。同じく小尾雅彦。

えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書。

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を要する地方自治体にとっても重要な課題といえます。

再審手続きの審議の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

裁判官や警察官の対応いかんで証拠開示の範囲が大きく、大きな差が生じているのも実情であります。

再審法決定がなされても検察官がこれに不服申立を行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月19日、北海道勇払郡占冠村議

会議長児玉眞澄。

意見書提出先は衆議院議長、以下記載のとおりでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第8号については、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり、意見書を提出します。

令和6年9月19日提出。提出者、占冠村議会議員藤岡幸次。賛成者、同木村一俊。賛成者、同小林潤。

国土強靱化に資する社会資本整備に関する意見書。

北海道は、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えております。

加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪の確保など、冬季間の住民の安全・安心を確保することが重要である。

よって、次の6項目について特段の措置を講ずるよう、強く要望する。

記、一つ、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積みする道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

以下、記載のとおり。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員児玉眞澄。提出先、衆参議長、他記載のとおりでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑は終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第7号、えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の提出を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長(児玉眞澄君) これから、意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

◎日程第18・議員派遣の件

○議長(児玉眞澄君) 続いて、日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり決定しました。

◎日程第19・閉会中の継続調査・所管事務調

査申出の件

○議長(児玉眞澄君) 日程第19、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。

本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長(児玉眞澄君) これで本日の会議を閉じます。

令和6年第4回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年11月20日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 木村 一俊